

株主名簿制度の法理（一）

来 住 野 究

株主名簿制度の法理（一）

- 一 はじめに
 - 二 株主名簿制度の沿革
 - 1 ロエスレル商法草案・明治二三年旧商法
 - 2 明治三三年新商法
 - 3 昭和一三年改正
 - 4 昭和二五年・四一年改正
 - 5 昭和五九年株券保管振替法
 - 6 平成一一年・一三年・一四年改正
 - 7 平成一六年改正
 - 8 平成一七年会社法
 - 三 株券発行会社における株主名簿制度
 - 1 株式譲渡における有価証券法理と株主権行使における社団法理
 - 2 会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるか
 - 四 株券不発行会社における株主名簿制度
 - 1 株主名簿記載（名義書換）の効力
 - 2 名義書換の懈怠
 - 五 株式振替制度利用会社における株主名簿制度
 - 1 株式振替制度における株式譲渡と株主の権利行使
 - 2 個別株主通知の問題点
 - 3 株式振替制度において株主名簿は必要か
 - 六 名義書換制限のあり方
 - 七 株主名簿制度をめぐる諸問題
 - 1 株式の相続と名義書換の要否
 - 2 株式共有における権利行使
 - 3 基準日後の株式取得者に対する議決権行使の許容
- （以上、本号）

4	株券失効制度における名義書換の禁止・議決権の停止	八	おわりに
5	株主名簿の閲覧謄写請求		

(以上、九十四卷九号)

一 はじめに

近時の法改正により株券の不発行が許容されたことに伴い、株主名簿制度は大きく変容するに至った。従来は、株式譲渡には株券の交付を要すること（平成一七年改正前商法―以下、便宜上「旧商」と略す―二〇五条一項）を前提とした上で、株主名簿の名義書換が株式譲渡の会社に対する対抗要件（株式譲受人の権利行使要件）とされていた（旧商二〇六条一項）。これに対して、平成一六年に「社債、株式等の振替に関する法律」が成立し、従来の株券保管振替制度を利用している会社については、株式取引の合理化・迅速化をより徹底するため、株券制度を廃止し、株式の譲渡はすべて振替口座簿の記録の変更（口座振替）のみをもって行うという制度が導入されたが（社振二二八条以下）、この制度の下では、株主名簿の名義書換は株主が任意に請求するものではなくるとともに、名義書換は必ずしも株主の権利行使要件ではなくなった。さらに、平成一七年の会社法成立に伴い、株券を発行せずかつ株式振替制度を利用しない会社においては、株主名簿の名義書換が株式譲渡の会社その他の第三者に対する対抗要件となった（会一三〇条一項）。

このように、株主名簿の名義書換の機能が多様化したことに伴い、株主名簿制度のあり方を根本的に再検討する必要を生じた。従来株主名簿制度に対する学問的興味は乏しく、特に最近では株主名簿をめぐる具体的な問題が生じたときに対症療法的に議論されてきたにすぎず、株主名簿制度全体を体系的に見直すという姿勢を欠いていたように思われる。また、平成一七年成立の会社法（以下、便宜上「新会社法」という）は、株主名簿の名義書

換を従来の株式移転の場合から株式譲渡の場合に限定したり、基準日後の株式取得者の議決権行使を会社の任意により許容するなど、株主名簿をめぐる法規制の一部を改めたところがあるため、その立法論的当否の検討も要することとなった。

そこで、本稿では新会社法における株主名簿制度を総合的に検討することとする。論述の順序として、まず周辺諸制度の改廃を含めて株主名簿をめぐる法規制の変遷をたどった後、株券発行会社・株券不発行会社・株式振替制度利用会社とに分けて株主名簿の記載(名義書換)の効力を通じて株主名簿制度のあり方を検討し、さらに株主名簿をめぐるいくつかの解釈上・立法上の問題点を取り上げることとする。株主名簿制度をめぐる具体的な論点のいくつかについては、すでに判例研究を通じて私見を述べる機会を得たが、ここで改めて体系的な整理を試みる。

二 株主名簿制度の沿革⁽¹⁾

1 ロエスレル商法草案・明治二三年旧商法

ロエスレル商法草案二〇四条では、株主名簿の作成義務と記載事項が規定されており、その趣旨については、「本條ノ規則ハ株式會社ハ株主名簿ヲ製シテ以テ入社退社ノ記載ヲ怠ル可ラサル者トス何トナレハ會社ハ株主ノ氏名ヲ了知スル爲メ株主ハ會社ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フカ爲メ又株券ノ讓渡賣渡ヲ爲ストキハ其規則ヲ履行セシムル爲ニ必要ナレハナリ第二十三條第二十四條是ヲ以テ株券ヲ讓受買受ル者ハ直ニ之ヲ會社ニ報道シテ以テ登録ヲ受ケ株券ヲ讓渡賣渡ス者モ亦之ニ同シ故ニ株主名簿ニ記載シタル者ノミヲ株主ト爲ス⁽²⁾」と説明されている。二〇五条では、「名簿ハ社店内ニ於テ通常ノ業務取扱時間中ハ各株主及ヒ他人ニ展閱セシムルコトヲ許スヘシ」

と規定し、二〇六条では、「會社正當ノ理由ナクシテ名簿中株主ノ姓名ヲ削除シ又ハ除名シ又ハ株主ニ非サル者ノ姓名ヲ記入スルトキハ之カ爲ニ設ケタル罰則ヲ適用スルノ外尚公裁ヲ仰クコトヲ得ヘシ」と規定されていた。二〇六条の趣旨については、「株主名簿ハ株主ノ權利義務ノ淵源タル証書ト見做サ、ルヘカラス而シテ其効力ハ殆ト地券臺帳ノ登記ニ讓ラサルナリ故ニ某人ノ姓名及ヒ月日ノ登記又ハ塗抹ニ就テ爭論ノ起ルトキハ判事ノ裁判ヲ仰カサル可カラサル」と説明されている。⁽³⁾ 二一〇四条では、「株式ヲ讓渡シ又ハ賣渡スト雖モ其讓受人又ハ買受人ノ姓名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載シ且讓渡又ハ賣渡ニ就テ會社ノ承諾ヲ得ルマテハ無効トス」と規定していた。会社の承諾を要するのは株金分割払込制の採用に伴うものであり、「會社ハ若シ新株主ニ辨償無力ノ者アルトキハ即チ之ヲ拒ムコトヲ得」るが、「會社ハ理由モナクシテ入社ヲ拒ムハ道理上アル可キコトニ非サレハ本案ニ於テハ特別ノ制限ヲ明言セサルナリ」⁽⁴⁾と説明されている。二一〇五条では、「名簿及ヒ計算整理ノ爲メ會社ハ年々公告シテ十五日ヲ踰ヘサル日數間株式ノ讓渡賣渡ヲ停止スルコトヲ得ヘシ」と規定され、その趣旨については、「此株主名簿及ヒ計算ヲ整理スルトキニ方リテ繁雜及ヒ遲延ナカラシメンカ爲メニ事務上ノ便宜ヨリシテ之ヲ設クル者ナリ夫レ毎年開ク所ノ定式總會前二ハ一般ニ株式授受賣買ヲ停止スヘシ是其開ク所ノ總會ノ決議ヲ左右セントスルカ如キ弊害ヲ防ク而已ナラス株式ノ授受賣買ヲ輕躁ニ爲シ得ヘカラサルノ益アル者トス故ニ此規定ニ依リテ株式流通ヲモ亦確實ナラシムルノ保護ヲ爲ス者ナリ」⁽⁵⁾と説明されている。

明治二三年のいわゆる旧商法では、一七四条に株主名簿の記載事項が規定され、二二二条には、本店及び各支店に株主名簿を備え置き、何人にもその求めに応じて展閲を許すべき会社の義務が規定されていた。そして、一八一条では、「株式ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非サレハ会社ニ対シテ其効ナシ」と規定されていた。この規定については株式讓渡の第三者に対する効力が問題となるが、会社に対して効力がなく他の第三者には効力があるという理はないとして、当事者間ではその合意をもって有効に移転するが、会社は最

も重要な第三者であるから、この規定によらなければ第三者に対する関係では移転しないという意味に解されていた。⁽⁶⁾一八三条では、「会社ハ株主名簿及ヒ計算ノ閉鎖ノ為メ公告ヲ為シテ事業年度毎ニ一个月ヲ踰エサル期間株券ノ譲渡ヲ停止スルコトヲ得」と規定されていた。株主名簿の閉鎖ではなく株式譲渡の停止が許容されていたのは、株主名簿の名義書換が株式譲渡の効力要件とされていたからであろう。

2 明治三二年新商法

明治三二年のいわゆる新商法では、一七二条に株主名簿の記載事項が規定され、一七一条には、取締役は株主名簿を本店に備え置くことを要し、株主及び会社債権者は営業時間内いつでも株主名簿の閲覧を請求できる旨が規定されていた。

一五〇条では、「記名株式ノ譲渡ハ譲受人ノ氏名、住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其氏名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ会社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」と規定されていた。その趣旨については、「現行商法第百八十一條ニ於テハ株式ノ譲渡ニ關スル要件欠缺ノ結果ヲ規定シテ會社ニ對シテ譲渡ノ効ナキモノトスレトモ之ヲ會社ニ限ルハ狹隘ニ失スルノミナラス會社ニ對シテ其効ナシト曰ヘルハ一般ノ文例ニ反スルカ故二本案ハ之ヲ改メ譲渡ニ關スル要件ヲ欠缺スルトキハ其譲渡ヲ以テ會社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得サルモノト爲シタリ⁽⁷⁾」と説明されている。株主名簿の名義書換の意義については、文字通り株式譲渡の会社その他の第三者に対する對抗要件にすぎないと解するのが一般であったが、名義書換がなされるまでは株式譲渡は会社に対する関係で効力を生じないという相対的効力を認める見解⁽⁸⁾や名義書換をもって入社契約と解する見解⁽⁹⁾もあつた。名義書換請求については、譲渡人と譲受人の共同請求による見解、譲受人が単独で請求できるとする見解などが対立していたが、⁽¹⁰⁾実際には名義書換請求は譲渡人と譲受人の連署をもってなすべき旨の定款の定めがあるのが通常で

あった。ここでの株券はいわゆる記名証券であり、株式譲渡の都度名義書換がなされることが想定されていたと思われる。しかし、逐一名義書換手続するのは面倒であり、また商法上株式譲渡の方法に関する規定がなかったこととも相まって、白紙委任状付記名株式譲渡の慣習を生じた。すなわち、記名株式は、名義書換のための白紙委任状と株券の引渡をもって譲渡され、名義書換を経ずに転々と流通するようになった。当初は白紙委任状付記名株式譲渡は無効であるとの主張もあったが、次第に判例・学説上有効であると解されるようになり、⁽¹²⁾商慣習法として確立した。

なお、株金全額の払込後は無記名株券の発行が可能となり、株主には記名株券と無記名株券の相互転換請求権が認められ(一五五条)、無記名株券を有する者が株主総会で議決権を行使するには、会日の一週間前に株券を会社に供託することを要するものとされた(一六一条二項)。株主の権利行使一般につき無記名株券の供託を要する旨の定めが置かれたのは、明治四四年改正である(一五五条ノ二の追加)。

明治四四年改正では、相続・会社の合併による株式の移転にも名義書換が必要であることを明らかにするため⁽¹³⁾、一五〇条の「譲渡」「譲受人」はそれぞれ「移転」「取得者」に改められるとともに、一七二条ノ二が追加され、その第一項では「会社ノ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其者カ会社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル」と規定された。

3 昭和一三年改正

昭和一三年改正商法では、条数の全面的な見直しにより、株主名簿の記載事項に関する規定は二二三条に、株主名簿の備置・閲覧に関する規定は二六三条に、株主に対する通知・催告に関する規定は二二四条に移動したが、⁽¹⁴⁾内容にほとんど変更はない。

株式移転の對抗要件については、株券の裏書による株式譲渡が認められた(二〇五条)ことに伴い、二〇六条では株券の裏書による株式譲渡の場合とそれ以外の株式移転(白紙委任状付譲渡など)の場合とが区別され、一項では「株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ對抗スルコトヲ得ズ」、二項では「前項ノ場合ヲ除クノ外記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ」と規定され、三項では株金の滞納のある株式については会社は名義書換を拒むことができるものとされた。

さらに、株式の質入れに関する規定が新設された。すなわち、記名株式を質権の目的とするには株券の交付を要し、株券の継続占有が質権の第三者に対する對抗要件とされた(二〇七条)。質権の物上代位的効力については、株式の消却・併合・転換があつたときは、従前の株式を目的とする質権は消却・併合・転換により株主が受けるべき金銭または株式の上に存在するものとされ(二〇八条)⁽¹⁶⁾、さらに会社が質権設定者の請求により質権者の氏名及び住所を株主名簿に記載しかつその氏名を株券に記載したときは(登録質)、質権者は会社より利益・利息の配当、残余財産の分配、株式の消却等による金銭の支払を受け、他の債権者に優先して自己の債権の弁済に充てることができるものとされた(二〇九条一項)。

無記名株券は定款の定めに基づき発行できるとされ(二二七条一項)、株主の記名株券・無記名株券の相互転換請求権、無記名株券を有する者の権利行使方法に実質的な変更はない(同二項・二二八条・二二九条二項)。無記名株券は、平成二年改正により廃止されるに至る。

昭和一三年には有限会社法が制定されたが、有限会社でも株主名簿制度と同様の社員名簿制度が採用された。社員名簿には、社員の氏名・住所・出資口数を記載しなければならぬ(有二八条二項)。有限会社では持分の譲渡が制限され(同一九条)⁽¹⁷⁾、持分につき有価証券を発行することが禁止されるため(同二二条)、社員名簿の名義

書換が持分移転の会社その他の第三者に対する對抗要件とされている(同二〇条)。社員名簿は本店に備え置かれ、社員と会社債権者の閲覧に供せられることは(同二八条一項・三項)、株主名簿と同様である。

なお、昭和二三年には「会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律」が制定され、会社がその株主に配当する利益または利息は、株主名簿に記載された住所において支払わなければならないものとされた(一項)。

4 昭和二五年・四一年改正

昭和二五年改正により、株式譲渡自由の原則が徹底され、定款をもってしても株式譲渡を禁止または制限することはできないことが明定され(二〇四条一項)、株式譲渡は株券の裏書または株券と譲渡を証する書面(譲渡証書)の交付によつてなされるものとされた(二〇五条一項)。従来広く行われていた白紙委任状付株式譲渡を譲渡証書による譲渡という形で明文化したのである。それに伴い、二〇六条一項は「記名株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ」と改められた。その結果、名義書換は譲受人が単独で請求できることが明らかとなった。この規定は、平成二年改正により「記名」の文言が削除され、平成一三年改正により「記載」の後に「又ハ記録」の文言が追加された以外には、新会社法成立まで変更はない。また、名義書換手続の合理化・迅速化を図るため、定款の定めに基づき名義書換代理人を置くことができるようになった(同二項)。名義書換代理人を置くときは、株主名簿またはその複本は名義書換代理人の営業所に備え置かれる(二六三条一項後段)。

さらに、株主名簿の閉鎖・基準日の制度が新設された。すなわち、会社は議決権を行使する者・配当を受けるべき者その他株主または質権者として権利を行使すべき者を定めるため、一定期間株主名簿の記載の変更(名義書換)をせず(株主名簿の閉鎖)、または一定の日(基準日)において株主名簿に記載されている株主・質権者を

もって権利を行使すべき株主・質権者とみなすことができる(二二四条ノ二第一項)。それまでも、定款をもって一定期間株主名簿の名義書換を停止する旨を定めることが慣行となっていたが、昭和二五年改正法はかかる慣行を明文の規定をもって承認するとともに、その期間の定め方について株主保護のための規律を設けたほか、それと類似の機能を有する基準日の制度を導入したのである。株主名簿の閉鎖または基準日の採用については、当初は定款の定めを要するものとされていたが、昭和三〇年改正により定款の定めは不要とされた。株主名簿の閉鎖期間または基準日から権利行使日までの期間は、当初は六〇日以内とされていたが(同二項・三項)、昭和三〇年改正により二カ月に、昭和四九年改正により三カ月に伸長された。株主名簿の閉鎖期間・基準日は、定款で指定していない限り、当初は三〇日前に公告することを要するものとされていたが(同四項)、昭和三〇年改正により二週間前に改められた。株主名簿の閉鎖・基準日に関する規定は、昭和三七年改正により二二四条ノ三に繰り下げられた。実務上は、株主名簿の閉鎖ばかりが利用され、基準日はしばらくの間ほとんど利用されていなかったが、昭和五七年頃からは、主に基準日を利用しつつ一ヵ月程度の株主名簿閉鎖を併用することが多くなり、平成四年からは、基準日の利用へと移行が進んだ。¹⁹⁾

株主に対する通知・催告については、昭和三七年改正により、所在不明株主(株主名簿記載の住所に宛てて発した通知・催告が継続して五年間到達しなかった株主)には省略することが認められた(二二四条ノ二)。

昭和四一年改正により、定款による株式譲渡制限が可能となり(二〇四条一項但書)、それに伴い株式譲渡の承認手続・指定された買受人の先買手続などが整備される(二〇四条ノ二以下)一方、株式譲渡方法を簡略化して株式流通の円滑化を図るため、株式譲渡は株券の交付のみをもってなしうることとなったが、それに伴う株主名簿に関する規定の改正はない。また、昭和四一年改正法は、記名株券の無記名証券化によりその流通力を強化したことに伴い、株式を長期にわたって安全に保有することを望むいわゆる株主の静的安全の保護を図るため、記

名株式につき株券不所持制度を採用し(二二六条ノ二)、株券不発行の措置を株主名簿の記載と結びつけた。すなわち、株主が株券の所持を欲しない旨を会社に申し出た場合(同一項)、会社は自らの選択により、株券を発行しない旨を株主名簿に記載するか、銀行または信託会社に株券を寄託しなければならない(同一項)。会社が株券不発行の措置を採用し、その旨を株主名簿に記載したときは、会社は株券を発行することはできず、株券不所持の申出の際に株主から提出された株券は無効となるものとされた(同一項)。株券寄託の措置は、平成一六年改正により廃止された⁽²⁰⁾。

5 昭和五九年株券保管振替法

株券は株式の流通性を高めるものであるが、上場株式のように株式が頻繁かつ大量に譲渡されると、株券の交付が煩雑となり、株券の存在自体がかえって流通を阻害することになる。そこで、大量の有価証券取引の合理化・円滑化を図るため、昭和五九年に「株券等の保管及び振替に関する法律」が制定され、株券保管振替制度が導入された。

株券保管振替制度においては、証券会社または銀行(参加者・保振六条)は、顧客から上場株式または店頭登録株式の株券を預託されると、顧客口座簿にその銘柄・株式数を記載し(同一五条)、その株券を保管振替機関に再預託する(同一四条)。保管振替機関は預託された株券を一括して保管(混蔵保管)し(同一三条)、顧客は預託株券につき共有持分を有するにすぎない(同一四条)。保管振替機関には参加者口座簿があり、参加者が再預託した顧客の株券の銘柄・株式数はまとめてこれに記載される(同一七条)。株式の譲渡・質入れは、株券を現実交付することなく、口座簿の記載の振替によってなされる。この口座簿の振替が株券の交付と同一の効力を有する(同一七条二項)。

保管振替機関に預託された株券につき、発行会社の株主名簿はすべて保管振替機関名義に書き換えられるが（保振二九条一項）、実質的な株主は株券を預託した顧客である（同三〇条一項）。そこで、発行会社は株主名簿とは別に実質株主名簿を作成する（同三二条）。これには株主名簿と同一の効力が認められ（同三三条一項）、株主の会社に対する権利行使・会社の株主に対する通知・配当金の支払等は、この実質株主名簿に基づいて処理される。ただし、実質株主が会社に対して個別に監督是正権を行使するには、保管振替機関から預託株券を引き出して、株主名簿を自己名義に書き換える必要がある。

6 平成十一年・十三年・十四年改正

平成十一年改正では、純粹持株会社の解禁に伴う親会社株主の保護を強化するため、親会社の株主も、その権利を行使するため必要あるときは裁判所の許可を得て子会社の株主名簿の閲覧・謄写を請求できることとなった（二六三條四項。平成十三年改正により六項に、平成十四年改正により七項に繰り下げ）。

平成十三年改正では、各種書類を電磁的記録によつて作成することが認められたことに伴い、株主名簿に関する規定においても「記載又は記録」としたり、備置・閲覧謄写請求についても電磁的記録に対応するように文言が修正された。

平成十四年には、公示催告・除権判決制度に代わる株券失効制度が導入された。それに伴い、株券喪失登録がなされた株券については、会社は、株券喪失登録が抹消されるか株券が無効となるまでは、株主名簿の名義書換をすることが禁止された（二三〇条ノ八第一項）一方、株券喪失登録が抹消されなければ、株券喪失登録のなされた日の翌日から一年を経過した日に株券は無効となり（二三〇条ノ六第一項）、株券の再発行が可能となる（同三項）ほか、株券喪失登録者が名義人（株主名簿上の株主）でなければ、株券が無効となった日に株主名簿の名義

書換がなされたものとみなされることとなった(同二項)。また、株券喪失登録者が名義人でなければ、株券喪失登録が抹消されるか株券が無効となるまでは、会社は株式の併合・分割・転換に基づく株式の交付、利益・利息の配当、新株・新株引受権・新株引受権付社債の引受権の付与等をなすことはできず(二三〇条ノ八第四項)、これらの株式、利益・利息等は、株券喪失登録が抹消された日または株券が無効となった日の名義人が取得する(同五項)。一方、株券喪失登録がなされた株券に係る株式の議決権も、株券喪失登録者が名義人でない限り、停止されることとなった(同八項)。株券失効制度の内容は、平成一六年改正・平成一七年会社法制定により、一部改正された。

7 平成一六年改正

平成一六年改正商法は、定款をもって株券を発行しない旨を定めること(二二七条一項)。それに伴い、かかる定款の定めのある会社(株券廃止会社)における株主名簿の名義書換は、株式移転の会社その他の第三者に対する対抗要件となった(二〇六条ノ二第一項)。この場合の名義書換は、原則として株式譲渡人である株主名簿上の株主(またはその相続人その他の一般承継人)と株式取得者の共同請求による(同二項)。そして、株券に代わる株主であることの主張手段として、株主名簿に記載(記録)されている株主は、会社に対して株主名簿記載事項を証明した書面の交付を請求することができることとなった(同三項)。

「社債、株式等の振替に関する法律」により新たな株式振替制度が導入され、従来の株券保管振替制度を利用して行っている会社については、株券制度を廃止し、株式の譲渡はすべて振替口座簿の記録の変更(口座振替)のみをもって行うという制度が導入された(社振二二八条以下)。株式振替制度利用会社の株主名簿の記録は、振替機関からの総株主通知(同一五一条)に基づいて書き換えられ(同一五二条一項)、議決権など株主が一斉に行使する

権利については、こうして権利行使できる株主が確定するのに対して、会社に対して個別的に監督是正権を行使するには、株主名簿上の株主であっても個別株主通知(同一五四条三項)を要し(同一項)、個別株主通知がなされれば、株主名簿の名義書換がなされていなくても、権利行使できることとなった(同一二項)。こうして、株式振替制度利用会社においては、株主名簿の名義書換は株式取得者が自発的に行うものではなくるとともに、株主名簿の記録から離れた権利行使者の取扱も行われるようになった。

また、株主名簿の閉鎖は廃止され、基準日に一本化された。これは、株主名簿の閉鎖があまり利用されていない上、新たな株式振替制度を利用しない株券不発行会社においては、株主名簿の名義書換が株式移転の会社その他の第三者に対する対抗要件となるため、株主名簿の閉鎖により名義書換を制限することは株主保護に欠けるからである。⁽²¹⁾

8 平成一七年会社法

平成一七年の大改正により、会社法は商法から抽出され、商法特例法(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)などの特別法と統合されて独立した法律となった。その内容も抜本的・全面的に改められ、文言も片仮名文語体から平仮名口語体に改められた。

新会社法では、株券の不発行を原則とし、会社は定款をもって株券を発行する旨を定めることができるものとされたが(二一四条)、株式譲渡と株主名簿をめぐる法規制は基本的には旧商法と異ならない。

会社法一三〇条は、株券不発行会社と株券発行会社とに分けて、株式譲渡の対抗要件を定める。株券不発行会社における株式譲渡は、譲渡当事者間の意思表示のみで効力を生ずるが、取得者の氏名(名称)及び住所を株主名簿に記載(記録)しなければ、会社その他の第三者に対抗することはできない(一三〇条一項)。すなわち、株

主名簿の名義書換は株式譲渡の会社その他の第三者に対する對抗要件である。株券発行会社における株式譲渡は、譲渡の意思表示をもって株券を交付することによって効力を生ずるが(一二八条一項)、取得者の氏名(名称)及び住所を株主名簿に記載(記録)しなければ、会社に対抗することはできない(一三〇条二項)。すなわち、株主名簿の名義書換は株式譲渡の会社に対する對抗要件(株式譲受人の権利行使要件)である。なお、一三〇条は、対象を「株式の移転」から「株式の譲渡」に改めた。

会社が株式を発行した場合、自己株式を取得または処分した場合には、会社は自ら株主名簿記載事項を株主名簿に記載(記録)しなければならない(一二三条。平成一八年改正により、二項・三項が追加され、株式の併合または分割をした場合も対象となった)。株主名簿の作成義務を負う会社としては、株式の発行により原始株主を生じたときは(さらに広くいえば、発行済株式総数に増減が生じたときは)、株主からの請求を待つまでもなく株主名簿に記載すべきことは当然である。もつとも、原始株主は株主名簿に記載されなくても株主権を行使できるから、会社による株主名簿の記載によって格別の法律効果が生ずるわけではない。したがって、あえてかかる規定を置くことに疑問なしとしないが、会社による自己株式の取得・処分については、その法的性質は株式譲渡にほかならないから(一二八条一項但書、当事者(取得者)からの請求による必要がないことを明らかにしたことに注意)がある。会社による自己株式の取得と処分について会社に名義書換義務を負わせたのは、会社の保有する自己株式は議決権が停止するため(三〇八条二項)、それを確実に株主名簿に反映させることにより、会社支配の公正を図るといふ趣旨も含まれているのであろう。平成一六年改正商法の下では、株券廃止会社において、会社が株式交換・株式移転によって完全子会社となった場合その他利害関係人の利益を害するおそれがない場合(所在不明株主の株式の売却など…旧商規一九四条二項)には、会社は単独で名義書換をなしうるものとされていたが(二〇六条ノ二第二項三号)、新会社法は会社が単独で名義書換を行うかの基準を株式の発行・処分・取得の主体が会

社であるかに求めたため、会社が株式交換・株式移転によつて完全子会社となつた場合や所在不明株主の株式を売却した場合は株主の請求によることとした(会施規二二条一項七・九号・二項二・四号。平成二六年改正により、三・五号に繰り下げ)。一方、株式をその発行会社以外の者から取得した者は、会社に対して株主名簿の名義書換を請求することができるが(一三三条一項)、原則として株主名簿上の株主(またはその相続人その他の一般承継人)と共同して請求しなければならない(同二項)。株式取得者が単独で名義書換請求できる場合は会社法施行規則二二条に定められており、株券の交付を受けて株式を譲り受けた者は株券を提示して単独で名義書換を請求することができる(二項一号)。会社の承認を得ずに譲渡制限株式を譲り受けた者が名義書換を受けられないのは当然であるが、これが明文化された(一三四条)。

株主に対する通知・催告に関する事項は一二六条に、「会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律」に規定されていた事項は四五七条に置かれた。

名義書換代理人については、その名称を株主名簿管理人と改めた。株主名簿管理人は、「株式会社 に代わつて株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者」と定義され、会社は定款の定めをもつて株主名簿管理人を置き、当該事務を行うことを委託することができる(一二三条)。株主名簿管理人の設置は証券取引所の上場基準の一つとなつている(東京証券取引所有価証券上場規程二〇五条八号等)。株主名簿管理人の資格は法定されていないが、信託銀行または証券代行会社が株主名簿管理人となるのが通常である。

株券不発行会社の株主名簿上の株主が会社に対して株主名簿記載事項を記載(記録)した書面の交付(電磁的記録の提供)を請求できることは、従来とほぼ同様である(一二二条)。

基準日に関する規定(一二四条)は基本的には従来と同様であるが、基準日を設定する際には基準日株主が行使できる権利の内容を定めなければならないことが明らかにされた(同二項)。従来は、基準日の制度とは別に、

株式分割の割当日(旧商二一九条一項)・新株発行等の割当日(同二八〇条ノ四第三項)に関する規定が設けられていたが、新会社法ではこれらは基準日の制度に統合された。⁽²⁵⁾ 一二四条四項は、基準日株主が行使できる権利が株主総会または種類株主総会における議決権である場合には、会社は、基準日株主の権利を害しない限り、基準日後に株式を取得した者の全部または一部に議決権を行使させることができるものとし、これが基準日制度における重要な変更である。

株主名簿の備置・閲覧謄写請求については、従来は定款・社債原簿などとともに規定されていたところ、新会社法では書類毎に独立した規定となった(一二五条)。また、閲覧謄写請求には、その理由を明らかにすることが要求された(同二項柱書後段)ほか、閲覧謄写請求の拒絶事由が具体的に法定された(同三項)。拒絶事由のうち、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」(三号)については批判が強く、平成二六年改正により削除された。

また、新会社法は株式の質入れに関する規定を整備し直した。⁽²⁶⁾ すなわち、略式質と登録質とを問わず、質権の効力の及ぶ範囲を明らかにする(二五一条)とともに、登録質の効力として、登録質権者が株券の交付を受けること(旧商二〇九条三項)または新たに交付される株式について登録質権者として株主名簿に記載されること(同四項)とされる事由の範囲について、会社が単体で行う行為に限定するという形で規定を整理した(二五二条・一五三条⁽²⁷⁾)。

新会社法の下では、有限会社は株式会社に吸収される形で廃止されたが、旧有限会社の社員名簿は株主名簿とみなされる(会社整備八条)。

なお、信託法改正に伴う平成一八年改正法は、信託財産の独立性に鑑み、株券不発行会社の株式につき信託法一四条に定める公示の原則と同じ趣旨の規定を設け、株式が信託財産に属する旨を株主名簿に記載(記録)しな

ければ、それをもって会社その他の第三者に対抗できないものとした（一五四条の二第一項・四項）。

平成二六年改正法は、株式買取請求に係る株式について株主名簿の名義書換の制限を設けた。すなわち、株式買取請求を不当な投機に利用することを防止するため、組織再編等に際して株式買取請求をした反対株主は、会社の承諾を得ない限り、株式買取請求を撤回することが禁止されていたが（会一一六条七項・四六九条七項・七八五条七項・七九七条七項・八〇六条七項）、実際には、株式買取請求をしつつ、その株価の動向等にに応じて市場で有利に売却することにより、これを潜脱することが可能となっていたため、株式買取請求に係る株式については、振替株式発行会社であれば、その申請により開設された買取口座を振替先口座とする振替の申請をし（社振一五五条一項・三項）、株券発行会社であれば、株券を提出しなければならぬこととし（会一一六条六項・四六九条六項・七八五条六項・七九七条六項・八〇六条六項）、そのいずれでもない会社については、譲受人からの名義書換請求を禁止することにより（同九項）、株式買取請求撤回制限の実効性を担保した。⁽²⁸⁾

三 株券発行会社における株主名簿制度

1 株式譲渡における有価証券法理と株主権行使における社団法理

(1) 問題の所在

株券の不発行が原則となった新会社法の下では、上場会社は株券不発行会社たる株式振替制度利用会社に移行し、中小会社では株券を発行する必要は乏しく、会社とは無関係に株式が流通することを予定していない非公開会社では株券はむしろ有害無用であるとさえいえるため、今後株券発行会社のニーズは低下していくと思われるが、従来株主名簿の名義書換をめぐる諸問題は株券によって株式が流通することを前提として議論されてきた

め、まず株券発行会社における株主名簿制度から検討していこう。

準物権契約としての株式譲渡は株券の交付をもって効力を生じ(会二二八条一項)、株券の占有者は適法な所持人と推定される(会一三一条一項)。すなわち、株券の交付を受けた株式譲受人には株主としての資格が認められる(株券の資格授与的効力)。株式譲受人は、株券の占有をもって会社以外の第三者には対抗できるが、株主名簿の名義書換をしなければ、会社には対抗できない(会一三〇条二項)。そのため、株券の交付を受けた株式譲受人が会社に対して株主としての権利を行使するためには、株券を提示して(会施規二二条二項一号)株主名簿の名義書換を受けなければならない。

会社法一三〇条二項で用いられている「対抗」という文言の意味につき、かつてはこれを債権譲渡における対抗要件(民四六七条)と同様に解されていたが、⁽²⁹⁾対会社関係における株主としての「資格 (Legitimation)」の問題にすぎないものと捉えられるようになった。⁽³⁰⁾

ここでいう「資格」とは、「権利者たる外観」を意味すると説明される。⁽³¹⁾すなわち、真の権利者(実質株主)が誰であるかということは一応度外視し、会社としては誰を株主として取り扱うべきかという問題であり、株主名簿の名義書換によって権利が創設されるわけでもない。⁽³²⁾「資格」の概念は、フランス民法一三四二条(二〇一六年改正前二二四〇条)や我が国の民法四七八条のような善意弁済の規定を知らないドイツの有価証券法学において、権利の証明たる資格を備えた者のみが権利を行使することができ、債務者としても、資格を有する者が真の債権者でなかったとしても、その者に弁済すれば免責されるということを導くために発展してきたものである。⁽³³⁾そして、「資格」は推定力と免責力を伴うといわれる。⁽³⁴⁾株主名簿の名義書換が「資格」概念に依拠するようになった理由としては、次の三点が考えられる。第一に、名義書換は相続・合併等の一般承継の場合にも要するが、この場合にはそもそも対抗要件は問題にならないという点である。第二に、対抗要件であるとすれば、株式譲受

人の権利行使の有効性は実質的権利の有無に左右されるため、会社が株主の取扱について免責されるには、名義書換を受けた株式譲受人が真の株主であるかを調査しなければならないという点である。⁽³⁵⁾ 第三に、債権譲渡の場合、債務者への通知またはその承諾がない限り、債務者は譲渡そのものを認めなくてもよいのに対して、株式譲渡の場合は、譲渡の効力自体は会社に主張し、その事実に基づき名義書換を請求できるのであり、名義書換がない限り会社は株式譲渡を認めないことができる⁽³⁶⁾とすれば、誰も会社に名義書換を請求できなくなってしまうという点である。⁽³⁶⁾ ここでは、株式は株券によって会社とは無関係に流通し、株式譲渡をめぐる法律関係自体は有価証券法理によって規律されることが前提となっていると思われる。⁽³⁷⁾ したがって、これを現行法に則していえば、株式譲受人は株券の交付を受けることにより株式の取得を誰に対しても対抗することができる⁽³⁸⁾、だからこそ株式譲受人は株券を提示して名義書換を受けられるということを意味する。もともと、株主名簿の名義書換を株主としての「資格」の問題と理解する見解は、株券の裏書による株式譲渡を認めた昭和一三年改正前から主張されている⁽³⁹⁾が、その背景には、白紙委任状付記名株式譲渡の慣習によりすでに株式の有価証券的流通が認められていたという事情があると推測される。

そして、株券占有者に認められる「資格」も同様に、株券の占有という権利者たる外観から一定の法的效果（推定力・免責力）を生ぜしめるものである。このように、「資格」という概念が、権利者たる外観に一定の法的效果を認める場合に用いられるとき、特に権利者たる外観と権利の所在とが乖離する場合にその効果が発揮されることになる。⁽⁴⁰⁾ 一方、実質的権利者にとっては、このような「資格」を有することが、権利を実現するための形式的要件である。⁽⁴¹⁾ なぜなら、株式を譲り受けた者も株券の占有という「資格」を有していなければ名義書換を受けることはできないし、株主名簿の記載という「資格」を有していなければ株主権を行使することはできないからである。

その結果、株券発行会社における株主名簿の記載（名義書換）には、一般に次のような効力が認められると説明される。

① 確定的効力（対抗力）

株式譲受人は株主名簿の名義書換をしなければ、会社に対して自己が株主であることを主張できず（会一三〇条二項）、株主としての権利を行使することができない。⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾ 株主名簿に記載された株主をもって権利行使できる株主が確定するため、これを確定的効力ともいう。

② 資格授与的効力（推定力）

株主名簿に記載された株主は、株券の占有に代わる株主としての形式的資格を付与され、以後株券により自己
が株主であることを立証しなくても権利行使できる。

③ 免責的効力（免責力）

会社は株主名簿上の株主に権利行使させれば、その株主が無権利者であっても、⁽⁴⁴⁾ 会社に悪意・重過失がない限り、免責される。すなわち、会社は株主名簿上の株主に議決権を行使させれば、その株主がすでに株主たる地位を失っている、株主総会決議に瑕疵は生じないことになり、株主名簿上の株主に配当金を支払えば、真の株主に對する二重払いの危険から解放されることになる。株主に對する通知・催告または配当財産の交付は株主名簿に記載された株主の住所に宛てて行えば足りるとする会社法一二六条一項・四五七条一項は、かかる免責的効力の現れであるとも位置づけられる。⁽⁴⁵⁾

このように、株券の交付により株式を譲り受けた者が会社に対して株主としての権利を行使するためには、株券上の資格と株主名簿上の資格の二重の資格が要求される。それでは、この二重の資格は互いにどのような関係にあるのであろうか。株主名簿上の資格は、株券上の資格の延長に位置づけられるのか、それとも株主権の社団

法的特殊性に応じた株主取扱の必要性(社団法理)に基づき独自の効力を有するのか。それに応じて株主名簿記載の効力も異なることとなり、会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるかといった具体的な解釈論も左右される。さらに、無権利者からの請求に基づく名義書換の効力・名義書換の不当拒絶における請求者の地位の問題は、名義書換という行為の法的性質と密接に関連する。

そこで、株式譲渡における有価証券法理と株主の権利行使の処理に関する社団法理の双方からアプローチすることにより、株券発行会社における株主名簿制度の意義とあり方を検討し、名義書換をめぐる具体的な解釈論における妥当な解決を模索することとする。

(2) 株式譲渡における有価証券法理

株券が有価証券であることに今日異論はないが、有価証券の定義との関係において株券は特殊な性質を有する。平成二年改正前商法二二七条において発行が認められていた無記名株券については、その表章する権利(株式)の譲渡に株券の交付を要するのみならず、株主としての権利を行使するためには株券を会社に供託しなければならぬとされていたから(同二二八条)、無記名株券は権利の移転及び行使に証券を必要とするものである。これに対して、現行会社法における株券(平成二年改正前商法における記名株券)については、株式の譲渡には株券の交付を要し、かつそののみで足りるが、株式譲受人としては、株主名簿の名義書換請求の際に株券の提示を要するだけであって、いったん名義書換を済ませておけば、以後株券の提示を要することなく、株主名簿上の記載に基づいて株主としての権利を行使することができる。また、会社設立または新株発行の際に株式を引き受けて原始的に株主となった者は、株券によらずに株主としての権利を行使することができる。したがって、株券においては、必ずしも株主としての権利の行使にその提示を必要せず、また株券を提示しても権利を行使できるわ

けでもない。有価証券の意義につき、財産的価値のある私権を表章する証券であって、権利の移転または行使に証券を要するものと解する見解が多数説となっているのは、かかる株券の特殊性を考慮したものである。

これに対して、鈴木竹雄は次のように主張する。すなわち、権利の移転に証券を要するのは、権利の行使に証券を要することをその論理的前提とするものであり、もし権利の行使が証券と無関係に行われうるものであれば、権利の移転に証券を要することは無意味になってしまう。(記名)株券においても、権利行使の直接の基準となる株主名簿の名義書換を求めめるためには株券の提示を要するから、権利行使につき株券の提示と株主名簿の名義書換という二段構えの仕組みがとられているだけのことであって、証券がなければ権利を行使することができないという点では、他の有価証券の場合と何ら異ならない。したがって、有価証券は、その表章する権利の移転及び行使に証券を要するものであると考えるのが妥当である。⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

この見解は、有価証券の定義のあり方をめぐって主張されたものであるが、株券による株式流通の側面と株主名簿による株主権行使の側面とをどのように接合させるかについて重要な示唆を与える。株主としての個々の権利行使について株券を要しないということは否定できないとしても、株主名簿制度が理論的にも株券の有価証券性に影響を与え、権利行使の側面が株券から切り離されるとすれば、株券に表章される権利は何かという点も含めてその流通について独自の法律構成を探究する必要がある。そこで、株式譲渡の効果として譲受人たる株券占有者にはいかなる資格が認められるかという観点から、株式譲渡において有価証券法理がどの程度貫かれるのかを検討することとする。

株式の譲渡には株券の交付を要し、またそれで足りるが、この性質は法の規定に基づくため、株券は法律上当然の無記名証券である。株式の有価証券化は、無形の権利である株式を可視化することにより商品適格性を与え、その流通を促進するとともに、株式の所在と株券の所在を一致させることにより法律関係を明確にする法技術で

ある。その結果、株式の二重譲渡もありえないから、株式譲受人は株券の占有をもって第三者に対抗することができる。会社も譲渡当事者以外の第三者にはかならないから、株式譲受人は株券の占有をもって会社に対して株主であることを主張しうる。したがって、株式譲受人は、株主名簿の名義書換の際にも、株券を提示すれば足り、会社としても、株券占有者が無権利者であることを立証しない限り、名義書換を拒むことはできない。もつとも、通常、債権のような対人権の譲渡の對抗要件を具備するということは、対人権の相手方に対して権利を行使できることを意味する。権利の移転または帰属と権利の行使との間には論理必然的な関連性があるから、株式譲受人たる株券占有者は、株券の占有のみで権利行使者たる資格をも有するはずである。

ところが、株式譲受人は株主名簿の名義書換をしなければ会社に対して権利行使できないから、名義書換によつて初めて権利行使者たる資格が付与されるとすれば、株券上の資格は会社に対して権利帰属のみを主張する資格にすぎないものとなる。すなわち、本来一体であるはずの権利帰属者たる資格と権利行使者たる資格が、それぞれ有価証券上と有価証券外（株主名簿上）とに分離して存在することになる。

株券が流通過程に入ったとたん、権利帰属者たる資格と権利行使者たる資格とが切斷され、株券の流通過程において有価証券法理に支配される資格が前者のみであるとすれば、株券に表章されて譲渡される株主権は、それ自体行使できない株主権ということになるのであろうか。いかえれば、株券の交付によつて成立する株式譲渡は、権利行使できない株主権の譲渡、いわば不完全な株式譲渡であり、株式譲渡は名義書換によつて初めて完成することになりそうである。このような構成によれば、名義書換前の流通段階における株式譲渡は、有価証券法上もはや会社・株主間の法律関係の移転というには躊躇せざるをえない。では、株券によつて流通するものの正体は何か。

(3) 株券によって流通するものは何か

西原寛一は次のように説明する。すなわち、株主たる地位は、株式を具象化した株券に表章されているが、株券が流通している間は、ただ経済的価値を帯びた証券の移動にすぎず、現実には会社に対して株主たる地位を主張しうするためには、株主名簿の名義書換という会社と株主の意識的連結を必要とし、名義書換前においてはたとえ株主としての潜在力はあるにせよ、単なる有価証券の所持人にすぎない。⁽⁴⁸⁾これに対しては、株券が流通過程に入ると、株主権はなぜ潜在化するのかと批判される。⁽⁴⁹⁾西原は、この批判に答えて、「株式は有価証券化して株券となり、原則としてその自由譲渡性が認められているため、それが流通状態に置かれると、社団関係と証券関係とは分裂する。そして証券取得者が単に証券の交換価値に満足せず、進んで社団構成員として社団に対する権利を行使しようとすれば、名義書換という意識的行為を要するということである。社員資格が現実に存することを社団関係において決定するものは株主名簿だけであるから、名義書換により新旧社員の交替を登録しない以上、社団関係に変動はないというまでである」と反論する。⁽⁵⁰⁾

しかし、株式譲受人は名義書換をするまでは経済的価値を帯びた株券の所持人にすぎず、株券の交付による株式譲渡の効果として権利行使しうる資格が付与されていないとすれば、やはり株主権は潜在化しているというほかほかならう。確かに、株式を株券という有価証券に化体せしめてその流通を簡易化したのは、株式の商品としての経済的価値を重視し、流通性を高めることにあり、換価によって証券的機能は果たされるが、株券の経済的価値はそこに表章されている株式(株主権)の価値であり、その流通は株式の移転にほかならない。他方で、社団関係とは会社と株主との間の法律関係を意味し、名義書換によって初めてそれが形成されるとすれば、名義書換は、株券の交付による株式譲渡とは別個の入社行為とでもいうべき法律行為と構成せざるをえない。

そこで、株券に表章されている権利は株式(株主たる地位≠株主権)ではないとする理論構成も試みられてき

た。かかる理論構成は現在では支持されていないといつてよいが、株式譲受人が名義書換をしなければ株主としての権利を行使できないということの理論構成に学説がいかに苦慮してきたかを示すという点において、学説史的に重要な意義があることに鑑みれば、避けて通ることはできない。

かかる理論構成を試みる見解にはニュアンスの異なる多様な見解があるが、大きく次の三つに分けることができる。

第一説は、記名株券の譲受人は、名義書換を請求すれば株主になりうる地位を有するのであり、記名株券が表章する権利も株主権そのものではなく、名義書換を請求して株主となりうる権利、すなわち名義書換請求権であると解するものである。⁽⁵¹⁾そして、この名義書換請求権を表章するにすぎない株券自体に財産的価値が認められて、有価証券として流通すると解する。⁽⁵²⁾この見解の理論的根拠は次のような点に求められる。①株主権は会社に対する関係であるから、会社に対して株主としての権利を主張できない者を株主として理解することの意味は乏しく、株主が株主権の主張を会社に対してなしないということは、少なくとも対会社関係においてはまだ株主になっていないことを意味する。一方、株券の流通面からみれば、株式の移転は譲渡の意思表示と株券の授受によって完成し、この地位は会社をも含めて譲渡人・第三者に対して完全な権利者たることを主張できる地位である。したがって、株式譲渡の問題は株券の流通の面と会社に対する株主権の面とを区分して考察する必要がある。⁽⁵³⁾②旧商法二〇六条一項により、名義書換があるまでは株式取得者は株主権をもって会社に対抗できないにもかかわらず、株主権の一つである名義書換請求権だけは他の株主権とは異なり名義書換前において対抗できる権利だとするのをおかしい。⁽⁵⁴⁾③記名株券の取得者は、名義書換を請求することによって、いつでも株主名簿上の株主となり、会社に対して株主の権利を行使しうるのであるが、そうしなければならぬ義務はなく、株券を名義書換未了のまま保持することも、また会社とは権利関係において無縁のまま転売することもできるのであるから、このよ

うな地位にある者を殊更に完全な意味での株主であると考えする必要はない⁽⁵⁵⁾。④株式取得者が株主名簿に記載されれば、もはや対会社関係の権利行使の面においては株券の存在は必要でなくなるから、株券は株式流通の面においてのみ必要とされるにすぎない⁽⁵⁶⁾。⑤名義書換を請求すれば株主となりうる地位の流通ということは、白地手形の場合を考えれば、それほど奇異ではない⁽⁵⁷⁾。

第二説は、基本権たる記名株式を取得しても、名義書換を済ませるまでは、その支分権たる各種の個別的・具体的な権利を取得することはできず、名義書換をすれば、支分権の原始的取得者たる地位を包括的に取得し、その後は基本権たる株式の帰属とは無関係にそれらの権利を取得・行使することができる⁽⁵⁸⁾。この見解によれば、名義書換請求権の実体は基本権たる株式自体であり、支分権としては、具体的利益配当請求権・特定の株主総会における具体的議決権・具体的新株引受権などの典型的支分権のほか、株主総会招集請求権・株主総会決議の取消を求める権利・取締役の違法行為差止請求権・取締役の責任を追及する権利・新株発行や合併などの無効を主張する権利などの共益権を含むが、残余財産分配請求権・株式買取請求権・会社の合併や株式の消却などに伴う新株の割当または金銭の交付を受ける権利などは、基本権たる株式自体の消滅・移転などをもたらずため、基本権たる株式に属すると解される⁽⁵⁸⁾。

第三説は、株主権は、経営的権利や救済的権利のように、会社に対する関係においてでなければ全く意味のないものと、財産的権利のように、会社に対する関係とは別に譲渡当事者間でも意味のあるもの（例えば、利益配当は最終的には譲受人に帰属すべきものである）とに分けることができる⁽⁵⁹⁾とした上で、株券は財産的権利のみを表章し、株券を取得したときに直ちに株主たる地位を取得するのではなく、単に譲渡人との関係で財産的権利を取得するにすぎず、このことが株主たる地位を取得することの前提要件となると解し、名義書換により入社行為が完成して社員資格を取得し、それによって経営的権利を取得するに至ると構成する⁽⁵⁹⁾。

これらの見解は、以下の問題意識において概ね共通しているように思われる。すなわち、①会社に対して主張できない株主たる地位の取得は無意味ではないか、②会社は株主名簿上の記載に従って株主を画的に取り扱うべきであるが、株主名簿上の株主が無権利者である場合には、そのような取扱を正当化することは難しいため、何らかの形で株主名簿上の株主が権利を有することを認める必要があるのではないか、③名義書換が株式譲受人の任意であり、名義書換により株式譲受人は株主としての何らかの権利を取得するのであれば、名義書換請求は入社行為といふべき意思表示として構成する必要があるのではないか。

しかし、これらの見解は、法文の文言にも譲渡当事者の意思にも反する。旧商法二〇四条一項（現会二二七条）も二〇五条一項（現会二二八条一項）も、譲渡の客体は株式（株主権）であり、株券の交付のみによって会社とは無関係に株式自体が準物権的に移転すると読むのが自然である。株券には名義書換請求権が表章されていると解することは理論的に可能であるとしても、株式とは名義書換請求権を意味すると解することには無理がある。記名株式と無記名株式とは権利の行使方法が異なるにすぎないはずなのに、両者は株券に表章されている権利自体が異なると解するのはあまりにも不自然である。他方で、有限会社では持分譲渡は社員名簿の名義書換をしなければ会社その他の第三者に對抗できないものとされており（有二〇条一項）、現行会社法でも株券不発行会社における株式譲渡については株主名簿の名義書換は会社その他の第三者に対する対抗要件とされているが、これらの場合も譲渡の客体は名義書換請求権であるとすれば、論理は一貫するものの、そのような不自然な構成を採用する実益はあるまい。また、譲渡当事者は株式そのものを移転する（株主が交代する）意思を有すると考えるのが合理的の意思解釈である。譲受人としては、共益権を通じて会社の経営に積極的に参加しようとする場合もあれば、転売により投機的利益を図ろうとする場合もあるが、それらは動機にすぎず、譲渡の客体が株式であることに変わりはない。動産・不動産の売買において、買主が目的物を使用・収益するつもりであろうが単に転売する

つもりであろうが、売買の目的物に違いがないのと同様である。株主の権利の中には、譲渡の客体たる株式に含まれるものと、株主となることよって原始的に取得する一身専属的なものがありうるとしても、それは株式の本質に関わる問題であり、通説である社員権論を前提とする限り、株主権の内容となる権利は包括的に譲渡の客体となるといわざるをえない。これらの見解においては、株主名簿制度により株式は譲渡に親しまないものとなり、名義書換請求を通じてなされる入社行為というべき意思表示によってしか株主の変動は生じない（譲渡人たる株式名簿上の株主が株主たる地位を失い、譲受人が株主たる地位を原始的に取得する）⁽⁶¹⁾というものを根拠づける必要があるが、それは困難であるといわざるをえない。したがって、株主名簿の名義書換をしなければ株式譲受人は会社に対して権利行使できないということから遡って、株主交代（株式譲渡）の根本的な法律構成を覆すことはできない。

株券には株式（株主権）が表章されていると解する以上、譲渡の意思表示と株券の交付のみよって株式譲渡は完全な効力を生じ、その効果として株主権が準物権的に譲受人に移転し、実際に権利行使できるかどうかはともかくとして、譲受人たる株券占有者には権利行使可能な権利者としての資格が付与されるとするのが論理的かつ自然な解釈である。すなわち、権利帰属者たる資格と権利行使者たる資格とが株券と株主名簿とに分断されるのではなく、会社法一三一条一項によつて認められる株券上の資格は、権利帰属者たる資格のみならず権利行使者たる資格でもあると解される。これは、株式譲渡は株券の交付という有価証券法理によつて自己完結的に完成すると解した上で、権利行使については、独自の意義と効力を有する株主名簿制度によつて外部から有価証券法理が制約されると解することにはかならない。したがって、権利行使につき株券上の資格と株主名簿上の資格という二段構えの構成がとられていることになる。

なお、名義書換請求権は、株主たる地位に基づき反復継続的に行使する権利ではなく、株主としての権利行使

の前提として株式取得者が原始的に有するというべきものであるから、譲渡の対象となる株主権に含まれると解すべきではない。⁽⁶²⁾

(4) 株主権行使における社團法理

以上に検討してきたように、株券占有者は、株式譲渡の効果として有価証券法上権利行使者たる資格を有するとすれば、株主名簿の名義書換は、その有価証券法上の資格を確認し、それを株主名簿上に定着させる手続であるということになりそうである。だからこそ、株式譲受人が名義書換を請求する際には株券の提示を必要とし、会社としても、株券を提示して名義書換を請求してきた者に対しては、その者が無権利者であることを立証して推定を覆さなければ、名義書換を拒むことはできない。その意味では、株主名簿の記載は、株券上の資格の反映であるということもできる。⁽⁶³⁾

株主名簿の記載は株券の所持に代わるものであり、株券上の資格を固定化するものにすぎないとすれば、株主名簿の記載には次のような効力が認められる。すなわち、株主名簿に記載された者は、株主としての推定を受け、株券を提示して実質的権利を証明することなく、株主としての権利を行使することができる(推定力)。ただし、会社は、株主名簿上の株主が無権利者であることを証明すれば権利行使を拒絶できる。会社は、株主名簿に記載された者を株主として取り扱えば、その者が実質的無権利者であっても免責される(免責力)。ただし、会社はその者の無権利を証明できるにもかかわらず、悪意または重過失により権利行使を認めた場合は、この限りではない。その根拠は、手形法四〇条三項の類推適用に求められる。他方で、実質的権利者であっても、名義書換により株主名簿に記載されるまでは、株主としての権利を行使することができない(対抗力)⁽⁶⁴⁾。実質的権利者は、株券の占有・提示のみでは株主名簿の推定力を覆すことができないのであるから、推定力は対抗力によって片面

的に修正を受け、少なくともその範囲で株主名簿の記載には確定力が認められていることになる。⁽⁶⁵⁾

しかし、株主名簿記載の推定力には次のような疑問がある。株券占有者に認められる法律上の権利推定は、その者が実質的権利を有する蓋然性が高いことに基づくものであるが、株主名簿の記載については、実質的権利たる株式は株券という有価証券によって流通し、実質的な株主は絶えず交代する可能性があるため、実質的権利と一致する蓋然性は低い。⁽⁶⁷⁾ 株式を譲り受けた者は必ず権利行使を欲して名義書換を請求するわけではなく、譲り受けた株式を転売して売却益を得ることを目的として株式を取得した者にとっては名義書換は不要であるから、むしろ株主名簿の記載と実質的権利の所在とは一致しないことが当然に予想される。株主名簿の記載と実質的権利の所在とが一致する蓋然性が高いのは、名義書換の際の一時的なものにすぎないから、株主名簿の記載に継続的な推定力を認める基礎が存在しないのである。株主名簿の記載は、本質的に実質的権利の所在とは切り離されて存在する以上、その効力は単なる推定力にとどまるものではない。したがって、株券上の資格と株主名簿上の資格は、株式譲受人にとっては権利行使のための形式的要件である点では共通するが、後者は前者の単なる反映なのではなく、また根本的に同等の効力を有するものではない。

このように、株主名簿制度は株券の延長線上において捉えられるべきではなく、株主名簿の記載には有価証券法理から独立した固有の意義と効力を認めるべきである。⁽⁶⁸⁾ 株主名簿制度を支配する法理が社団法理にほかならない。

この点につき、西原寛一は、株主名簿制度は株式会社社の社団法人性に由来するものであり、名義書換は株式会社社の社団法理と証券法理の連結点にはかならないと説明する。⁽⁶⁹⁾ すなわち、株主の権利は社団法上の権利であって、その帰属は社団関係の基準となるべき株主名簿の記載によって決せられることになり、その結果、株式譲受人は証券関係を社団関係に導入しなければ、社団法上の権利を行使することはできないとする。⁽⁷⁰⁾

服部榮三も、名義書換は有価証券法理と株式会社における団体法理との接合点であり、名義書換以前の株券の流通段階では有価証券法理が十分に機能しかつ支配するが、名義書換を契機として、有価証券法理は団体法理にバトンタッチしてその支配を終えたと解する。そして、権利の流通段階における株主権の所在は有価証券法理に従うが、権利の行使段階における株主権の所在は団体法理(株主名簿)に従うこととなり、権利の行使には証券を必要とするという有価証券法理は団体法理によって変容ないし修正されている点に、記名株券の特異性があると説明する。⁽⁷¹⁾

株主名簿を支配する社団法理とは、株主権が、一回限りの行使によって消滅するものではなく、会社の解散・株式の消却等によって株式自体が絶対的に消滅するまで継続性を有する社団法上の権利であり、しかも反復的・集団的に行使されるものであることに鑑み、かかる株主権行使の特殊性に即した処理を可能にするための法律構成であるといえよう。すなわち、株主名簿制度は、社団法的特殊性を有する株主権行使を円滑に処理する技術的・制度的である。その結果、会社は絶えず変動する多数の株主を捕捉し、その権利行使を確実かつ合理的に処理することが可能となり、株主としても、権利行使の都度いちいち株券を提示するという煩雑さから解放され、権利行使が容易となるとともに、会社からの個別的な通知により権利行使の機会を逸しないで済む。かかる株主権行使の反復継続性に対応するためには、株主名簿上の株主資格は継続性を有するものでなければならぬ。また、株主権行使の集団性に鑑みれば、会社による株主の取扱には平等性が要求される。株主平等の原則は本来持株数に応じた比例的平等を意味するため、ここで株主平等の原則という語を使用するのが適当であるかはともかく、株主名簿は株主の平等の取扱に寄与しなければならない。さらに、株主権は多種多様な権利を包含し、その中には議決権の行使のように、株主総会決議の成否・効力を左右し、他の株主・会社債権者などの第三者の利害にも重大な影響を及ぼすものもある。かかる株主権行使の結果の特殊性に鑑みれば、株主の取扱には法的安定性の確保

が強く要求される。このように考えていくと、株主名簿制度は株主権行使に関する会社と株主の便宜に資するが、それは株主名簿の機能ないし効用にすぎないものであつて、株主名簿制度の必要性は、株式会社の社団性に基づく株主権行使の特殊性に求められるべきである。

では、株主権行使の社団法的特殊性に基づく画一的処理は、株主名簿制度によつてのみ実現されるものであろうか。西原は、平成二年商法改正前において制度上認められていた無記名株券の場合には社団法理は後退すると述べる。⁽⁷³⁾ 無記名株券が発行された場合には、株主名簿に所定の事項は記載される(平成二年改正前商二二三条二項)ものの、株主名簿は権利行使の基準とはならず、権利行使の反復性・集団性に鑑み、その都度株券を会社に供託することを要することになつていたため(同二二八条)、社団法理は有価証券法理に吸収されてみるとみることもできるが、社団法理が不徹底であることは確かである。⁽⁷⁴⁾ 無記名株券では会社は権利行使の際に初めて株主を知ることとなり、その都度株主であることの確認がなされるため、事務処理が煩雑となるし、権利行使する株主にとつても面倒である。特に株主総会で議決権を行使する場合、株主総会の会日の一週間前に株券を供託しなければならぬため(同二三九条二項)、株券供託中の株式譲渡が妨げられるほか、招集通知は公告に代えられ(同二二三条三項)、無記名株券の占有者が能動的にその情報を入手しようとしなければ、議決権行使は期待できず、会社としては定足数の確保が必要な場合に、議決権の代理行使を勧誘することも困難である。したがつて、無記名株券の存在は株主総会の機能を阻害するおそれがある。このように、無記名株券による権利行使にも社団法理は反映されているが、社団法的特殊性を有する株主権行使を有価証券法理で対処することは、会社にとつても株主にとつても不便である。平成二年商法改正により無記名株券が廃止されたのも、株主管理の困難性によりほとんど利用されていなかったからである。⁽⁷⁵⁾

無記名株式の場合、株券の発行により株主は匿名化し、原始株主であっても株主権の行使には株券の供託を要

するのに対して、記名株式の場合、原始株主は株主名簿の記載の有無にかかわらず株主権を行使することができる。そのため、株主名簿の記載は必ずしも権利行使要件ではない。新会社法では原始株主を株主名簿に記載すべき会社の義務が法定されたが(会二三二条)、これは将来の名義書換に備えて要求されるにすぎず、その記載によって格別の法律効果は生じない。したがって、会社としては株主を把握さえしていれば、必ずしも株主の権利行使を名簿によって管理する必要はないが、多数の株主の権利行使を確実に処理するには、株主を名簿によって継続的に管理するのが合理的であるし、一覽性を高めることもできる。株主は社団構成員として共通の利害関係を有する以上、その利益の保全または実現のために他の株主と協働することが保障されるべきであるから、株主情報を株主名簿によって閲覧に適したものにすることもまた、社団法理に由来するといえることができる。

このように、株主名簿制度は、権利行使に関する会社と株主の不便を除去し、株主関係の処理を円滑・簡明に行うための便宜的・技術的制度にとどまるものではなく、株主権行使の社団法的特殊性に鑑み、独自の意義と効力を有する法的制度にまで高めたものである。

株券上の資格と株主名簿上の資格との関係をまとめると、次のようになる。前者は、実質的権利に裏づけられている蓋然性の高い有価証券法上の資格であり、後者は、単に前者の反映ではなく、名義書換後は実質的権利の所在とは無関係に独自の意義と効力を有するものであり、対会社関係における権利行使に関する社団法上の資格である。そして、株式譲受人にとっては、いずれも権利行使者たる資格であるが、後者が前者に優越するものであることは、株券上の資格を有する者も名義書換を済ませるまでは現実に権利行使をすることができないことからも明らかであろう。すなわち、社団法理は有価証券法理に優越することになる。株式譲渡をめぐる法律関係は有価証券法理のみをもって確定するからこそ、対会社関係である株主権行使は社団法理に純化して処理することが可能となり、またかかる処理が要請されることになる。

2 会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるか

(1) 判例・学説の状況

確定的効力をめぐって、会社が自発的に名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるかということは、古くから議論されてきた論点である。⁽⁷⁸⁾ 例えば、定時株主総会における議決権や剰余金配当請求権は、基準日当時の株主名簿上の株主のみが行使できるが、基準日前に株式を譲り受けたが株主名簿の名義書換を失念した株主が、それを立証して会社に対して定時株主総会における議決権や剰余金配当請求権を行使しようとした場合、会社はその株主の権利行使を認めることができるかが問題となる。

この点につき、判例はほぼ一貫して、会社は自己の危険において名義書換未了の株主の権利行使を認めてもよいと解しており、⁽⁷⁹⁾ かかる肯定説が現在の通説ともなっている。⁽⁸⁰⁾ 株主名簿の記載を株券の反映と理解する立場は、肯定説と結びつく。⁽⁸¹⁾ その理由としては、次のような点が挙げられる。①会社法一三〇条は文字通り名義書換が会社に対する対抗要件にすぎないことを意味しており、対抗要件の性質上これをみたしていない株主の権利行使を会社が自発的に認めることは妨げられない。②株主名簿制度は会社の事務処理上の便宜を図るために認められたものであるから、会社がその便宜を放棄することは差し支えない。③会社が実質的権利の帰属に応じた柔軟な取扱をすることを禁ずる理由はない。④もはや株主としての地位を失った株主名簿上の株主に権利行使させなければならぬとすることは不当である。

これに対して、株主名簿制度の趣旨は株主名簿の記載に従って株主関係を画一的に処理することにあり、会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることはできないと解する見解（否定説）も肯定説と拮抗するほど有力に主張されてきたが、⁽⁸²⁾ 最近ではあまり支持されなくなっている。否定説は、次のような点を理由に挙げる。①対会社関係における「対抗」の語は旧商法における「其効ナシ」の語を用語上改めたものにすぎないから、旧商法

二〇六条一項の規定は、株式の取得者は名義書換をしなければ会社に対する関係においては株主と認められないとする趣旨であつて、会社は株主名簿上の名義人のみを株主として取り扱つてよいのみならず、そのみを株主として取り扱うべきことを明らかにしている。⁽⁸³⁾ ②我が国の模範としたドイツ法では、一八六一年の普通ドイツ商法以来一貫して、「会社に対する関係においては、株主名簿に株主として記載されている者のみが株主とみなされる」(二九六五年株式法六七条二項)と規定しているが、明治三三年旧商法一八一条はこの規定と同趣旨である。⁽⁸⁵⁾ ③譲受人が株式から生ずる権利を享受しようと思えばいつでも名義書換を求めて享受できるにもかかわらず、それをしないのは、譲渡人が依然として権利を行使することを承認しているものと認められるべきである。⁽⁸⁶⁾⁽⁸⁷⁾ ④会社が自発的に名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるすると、会社は株主名簿上の株主と名義書換未了の株主のいずれに権利行使させるかを恣意的に選択できることになるし、株主名簿上の株主に対してはすに株主たる地位を失つたことを理由として権利行使を否定し、他方で、名義書換未了の株主に対しては名義書換の未了を理由として権利行使を否定すれば、権利行使の空白状態を生ずることになる。⁽⁸⁸⁾ ⑤他の株主にとつては、少数株主権を行使する際などにおいて誰が株主であるかを知ることについて利益を有し、それは株主名簿を通じてのみ知りうるから、株主名簿制度は単に会社の便宜のための制度にとどまらない。⁽⁸⁹⁾

否定説の理由①については、名義書換制度は株式譲渡の相対効を生ぜしめるものではないし、債権譲渡の對抗要件とも異なる以上、条文の文言は株主名簿記載の効力の決め手とはならないであろう。②に対しては、「母法とはいえ明らかに異なる用語を用いている以上は、直接には援用は不可能なはずであり、同じ用語を採用しなかった理由を解釈せねばならない」⁽⁹⁰⁾と批判される。さらに、ドイツ法において対会社関係では株主名簿上の株主の画一的取扱が要求されているのは、株金分割払込制の下では会社は株主を払込義務者として捉えておく必要があるからであつて、分割払込制が廃止された我が国ではそれを援用する必然性を失つたと批判される。⁽⁹¹⁾ しかし、

分割払込制については、株主の画一的取扱の必要性を裏づける根拠となりうるとしても、それが唯一の決定的な根拠とは限らないから、それが廃止されたからといって、株主の画一的取扱の必要性が直ちに否定されることにはならない。また、ドイツ法が株主名簿の記載に確定力を認めるに至ったのは、それまでの支配的見解が株主名簿の記載に推定力は認めなが免責力を認めなかった点に最大の問題があったからであって、株主名簿の記載に免責力を認める我が国ではドイツ法を援用することは妥当性を欠くと批判されるが、ドイツ法上の株主名簿記載の確定的効力が行き過ぎであることの検証が必要である。③に対しては、「譲受人が自己に名義を書換えるまでは、譲渡人に権利を行使せしめるという合理的意図を有すると解すべきであるとしても、譲受人が権利行使を求めることによってかかる合理的な推測を破ったときにも、なお、会社が名義書換前の譲受人の権利行使を認め得ない理由にはならないはずである。」⁽⁹³⁾とか、「譲渡人が譲受人に対する関係において名義の書換があるまではなお株主の権利を行使しうべき地位にあることを説明することはできても、会社が譲渡人を無権利者とみとめ、その権利の行使を拒否することを許されないとする結論をみちびくには足りないであろう」と批判される。⁽⁹⁴⁾④に対しては、権利行使者がいなくなるということについては、これを容認する見解もあるが、⁽⁹⁵⁾そこまでは認めない見解もある。⁽⁹⁶⁾また、株主平等の原則により会社による株主の恣意的取扱は防止できると反論される。⁽⁹⁷⁾⑤については、否定説を導く決定的な理由にはなりえないと評される。⁽⁹⁸⁾

(2) 検討

私見としては、次の理由により、会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることはできないと考える。

第一に、判例・通説は、株主名簿の記載は株券上の資格の反映であり、株主名簿に記載された者は株主と推定されるにすぎないということを前提とするため、会社がその推定を覆して株主名簿上の株主の権利行使を否定し、

名義書換未了の株主の権利行使を認めてもよいことになる。むしろ、株主名簿上の株主が株主でなくなっていることを会社が証明できる場合には、会社がその者に権利行使をさせれば免責されないはずであるから、その者の権利行使を拒絶しなければならない。他方で、会社が現在の株主を確知できなければ、権利行使の空白状態を容認することになる。しかし、そのような解釈は、株券上の資格の反映としての株主名簿記載の推定力が一人歩きし、会社法一三〇条二項の文言から乖離しているといわざるをえない。なぜなら、株主名簿の名義書換をしなれば、株式譲渡を会社に対抗できない以上、会社に対する関係では株式は譲渡されておらず、当然に株主名簿上の株主を株主として扱わなければならないからである。したがって、肯定説の理由④は考慮に値しない。また、剰余金配当の帰属など経済的利害の調整は譲渡当事者間の問題として処理すればよいはずであるが、両者の権利行使を否定すれば、株式譲渡人が譲渡人を通じて配当金を收受することもできなくなる。⁽⁹⁹⁾ 前述したように、名義書換をせずに株式が流通することが想定される以上、株主名簿上の株主が実質的権利者である蓋然性は高くないから、株主名簿の記載には推定力以上の効力があると解すべきである。かといって、名義書換未了の株主の権利行使を認めた場合に限って株主名簿上の株主の権利行使を否定できるとすれば、そこに会社の恣意性が介入することは否定できない。株主平等の原則がその歯止めとなりうるが、⁽¹⁰⁰⁾ 権利行使を求めてきた者についてのみ会社がそれを認めることにはやはり問題があるし、⁽¹⁰¹⁾ 会社が名義書換未了の実質上の株主を把握して平等に権利行使させることは、大規模会社では事実上不可能である。⁽¹⁰²⁾

第二に、会社は名義書換未了の株主に権利行使させることによって生ずる不利益を甘受しさえすれば、株主名簿の記載に拘束されないのかという点である。多数説のいう「会社の危険において」とは、会社が名義書換未了の株主の権利行使を認めても、その者が無権利者であれば免責されないという意味である。確かに、剰余金配当のような金銭の給付を目的とする権利については、名義書換未了の株主に配当金を支払っても、その者が無権利

者であれば、会社は真の株主に対して改めて配当金を支払えば足り、会社が名義書換未了の株主に支払った配当金を回収できなくても、それは取締役等の関係者の損害賠償責任の問題とすればよい。しかし、無権利者たる名義書換未了の株主に議決権を行使させれば、株主総会決議は瑕疵を帯び、それは会社のみならず他の株主や第三者の利害にも影響を及ぼすから、名義書換未了の株主に議決権を行使させることは決して会社の危険にとどまるものではない^(四)。また、株主割当による新株発行において、会社が名義書換未了の株主に対して募集株式の割当を受ける権利を与えたところ、その者が無権利者であった場合、その新株引受契約は無効であり、その者に発行された新株券も無効となるから、株式取引の安全が害される。

第三に、会社が株主名簿の記載を離れて実質株主の権利行使を認めた場合、その後に名義書換請求がなされればよいが、そうでない場合、その株式について何を基準として権利行使者を確定することになるのであろうか^(四)。株主名簿上の資格は、新たな名義書換がなされるまで継続して存在するものであるから、会社が名義書換未了の株主の権利行使を容認するということは、株主名簿上の資格の継続性を否定することを意味する。そうであれば、いったん株主名簿上の株主たる資格を否定した以上、その株式につき新たに名義書換がなされない限り、権利行使者確定の基準につき株主名簿の記載に復帰することは認められない。権利行使の都度株券の提示を要求するとしても、本来株券の提示のみをもって株主としての権利を行使することはできないのであるから、株券占有者が真の株主であると会社が善意・無重過失で信じて株主と取り扱ったとしても、その者が真の株主でなければ、会社は免責されないことになるはずである。株主総会の招集通知など株主への通知を要する場合にも、会社は真の株主を採知して通知しなければ、適法に通知したとは認められない。すなわち、会社が名義書換未了の株主の権利行使を認めることは、決して一回限りの問題ではなく、その後の株主の取扱にも影響を及ぼし、会社は免責されない継続的なりスクを負担することになりかねないのである。

第四に、基準日を設定して権利行使者を確定する場合、平成一七年改正前商法二二四条ノ三第一項が「一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主又ハ質権者ヲ以テ其ノ権利ヲ行使スベキ株主又ハ質権者ト看做スコトヲ得」と規定していたことから明らかなように、基準日株主が実質的権利者でなくとも権利行使者と扱ふ旨の会社の意思であるから、名義書換未了の株主が基準日における実質的権利者であることが明らかであつても、その権利行使を認めることはその意思と矛盾する。新会社法では「みなす」という文言は用いられていないが、基準日設定における会社の意思が異なるとは考えにくい。

第五に、株主名簿から離れた株主の取扱を容認すれば、株主名簿の閲覧によつて得られた情報を株主としての利益の実現・保全に利用する者の期待を裏切るおそれがあるため、株主名簿が株主の閲覧に供せられることは株主名簿に準拠した株主の画一的取扱の必要性を導く。株主の株主名簿閲覧請求権は株主の利益の実現・保全にとつて間接的・手段的な権利にすぎないことに鑑みれば、附随的な理由にとどまるとしても、株式取得者を単に会社に通知するのではなく、株主名簿によつて客観的に株主を確定するのは、その開示と密接な関係を有するといふべきである。

以上に検討してきたように、株主名簿の記載には、会社はそこに記載された者のみを株主として取り扱わなければならないという確定的効力が認められるべきである。⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾

これに対しては、株主名簿の記載に確定的効力があるといふのであれば、名簿上の株主が実質的権利者であるという反証を云々する余地はないから、同時に推定力・免責力を認めるのは理論的に矛盾でないかとの批判がある。⁽¹⁰⁷⁾確かに、「推定力」という語は不適切であるし、資格授与的効力と免責的効力は確定的効力に吸収される。しかし、確定的効力が認められるのは、実質的権利の有無にかかわらず、株主名簿上の株主に権利行使できる資格を与えることにより、会社による株主の把握と株主による権利行使の便宜を図るとともに、株主名簿上の株主

を株主として取り扱えば会社は一律に免責されることによって法的安定性を確保することにある。そのため、確定的効力を認めるべき重要な要素として、資格授与的効力と免責的効力を挙げる必要がある。

また、確定的効力は権利創設的効力を認めるのに等しいという批判がありうる。⁽¹⁰⁸⁾確かに、株主名簿上の株主が無権利者であることが明らかであっても、その者を株主として取り扱わなければならないのであるから、株主名簿上の株主に権利を擬制するのと大差はない。しかし、株主名簿記載の確定的効力は、誰が真の株主であるかということはそれを争う当事者間の問題と割り切り、会社がそれに煩わされることなく株主関係を処理することを可能にするものである。いいかえれば、名義書換の段階でのみ無権利者を排除すれば、その後の無権利者による権利行使を不問とすることにより、法律関係の混乱を回避することにその合理性があるのである。

もっとも、株主名簿を基準とした株主の画一的取扱の要請は会社の行為規範であって、会社がこれに違反したときには直ちにかかる取扱を無効とすべきかについてはさらに検討を要する。会社が株主として扱った者が真の株主であれば、かかる取扱の効力を否定することはかえって法的安定性を害することになるからである。例えば、会社が名義書換未了の株式譲受人に配当金を支払った場合、その者が基準日時点における真の株主であり、しかも譲渡人に配当金を享受させる旨の譲渡当事者間の合意がなければ、かかる配当金は最終的には譲受人に帰属すべきものであるから、その支払を無効とする必要はない。また、会社が名義書換未了の株式譲受人に議決権行使を認めた場合、形式的には決議方法の法令違反として決議取消原因となるが(会八三一条一項一号)、会社の違法行為によっていたずらに決議の効力を覆すことは、むしろ株主の画一的取扱の趣旨に反するおそれがある。そのため、議決権行使者が基準日時点における真の株主であり、その者に対する議決権行使の許容について取締役の恣意性が介入するなど決議の公正を害するような事情がなければ、裁量棄却(同二項)を認めてよいと思われる。⁽¹⁰⁹⁾

3 無権利者への名義書換と名義書換の不当拒絶

(1) 判例・学説の状況

株券が発行されている場合、株式譲受人は株券を提示して名義書換を請求することになるが(会施規二二条二項一号)、その際株券の占有者は適法な権利者であると推定されるため(会一三一条一項)、自己が株主であることを立証しなくてもよい。請求者が株主でなくても、会社はそれを立証できない限り、名義書換を拒絶することはできない。会社が善意・無重過失で無権利者からの名義書換に応じたのであれば(会社が株券占有者が株主でないことを容易に立証できるにもかかわらず、悪意または重過失によって名義書換に応じたのでなければ)、会社はその者に権利行使させても免責されるが、その後その者が名義書換当時株主でなかったことが判明した場合、会社はその者の権利行使を拒絶することができるかが問題となる。

この問題については、無権利者への名義書換は無効であるから、会社はその事実を立証してその者の権利行使を拒むことができる¹¹¹⁾と解されている。この場合、無権利者からの名義書換請求に基づく株主名簿の記載には資格授与的効力は認められないから、その者が現在も株主でないことを主張・立証する必要はない¹¹²⁾。しかし、無権利者への名義書換が無効であるとすれば、それに基づく株主名簿の記載には免責的効力も認められないはずであるから、会社が無権利者による名義書換請求であることを立証できずに名義書換に応じた場合にも、免責されないことになる。この点については、会社・株主間の継続的な関係を資格として設定する契機は、株主名簿制度の下では名義書換以外にはないから、会社が善意・無重過失で名義書換に応ずれば、その名義書換について会社は免責され、その名義書換の結果である記載に基づいてその名義人を株主として扱った会社の免責に引き継がれると説明する見解がある¹¹³⁾。これに対して、悪意・重過失のない会社による株主名簿の名義書換は有効であり、会社がその後¹¹⁴⁾に悪意になったとしても株主名簿の記載が無効となることはない¹¹⁵⁾と解する見解もある。

他方で、請求者が無権利者であることを立証できないにもかかわらず会社が名義書換を拒絶した場合のように、会社が正当な事由がないのに名義書換を拒絶した場合、または会社の過失により名義書換を懈怠した場合には、株式譲受人は会社に対抗できるかが問題となる。

この問題につき、株主名簿制度の趣旨は株主名簿の記載を基準として多数の株主関係の画一的処理を図ることにあるし、拒絶が正当か否かの客観的判断は困難であるとして、これを否定する見解もわずかに存在するが、判例（大判昭和三年七月六日民集七卷五四六頁、最判昭和四一年七月二八日民集二〇卷六号二二五一頁など）・通説は、名義書換義務を懈怠した会社がその不利益を株主に帰せしめることは信義則に反するとして、これを肯定する。これは、名義書換は会社が実際に株主名簿の記載を書き換えなければその効力を生じないことを原則とした上で、株式譲受人の保護のために一般条項によって修正するものである。これに対して、名義書換はその請求が会社に受理された時に効力を生ずると解することもでき、実務上も、株主名簿の記載事項の一つである「株式を取得した日」（会二二条三号）としては、名義書換を受け付けた日が記載される。この立場を徹底すれば、名義書換請求権は形成権であり、その請求が会社に到達しさえすれば効力を生ずると解する余地もある。これによれば、名義書換自体は事実行為にすぎず、会社の意思的契機を必要としないから、不当拒絶ということ自体が法的にはありえないこととなる。また、名義書換請求権を形成権と解すれば、無権利者が名義書換を請求した場合には名義書換の効力が生じないことを説明しやすい。

(2) 検討

これらの問題は、名義書換請求と名義書換の法的性質に関わる。

思うに、会社法一三〇条が株主名簿への記載・記録という会社の行為を要素としていることに鑑みれば、名義

書換請求のみによって直ちに名義書換の効力が生ずると解するのは困難である。無権利者からの名義書換請求であっても、会社が善意・無重過失であれば、名義書換を有効としてその記載に免責的効力を認める必要があるから、一律に名義書換の効力を否定すべきではない。名義書換を無効として資格授与の効力を否定しつつ免責的効力を維持するのは整合性を欠く。名義書換を請求する株主には、以後株主としての権利を行使する意思があるといえるが、名義書換は株主としての権利を行使するための前提要件にすぎないから、権利行使できる資格の取得は株主の意思効果とはいいがたい。資格が「権利者たる外観」にすぎないものであれば、名義書換による株主資格の設定は会社の意思効果でもない。したがって、名義書換請求は、自己が株式を取得したという事実を会社に知らしめることにより、文字通り株主名簿の名義書換を請求するにすぎないものと解すべきであろう。会社による名義書換は、会社が名義書換請求者の株式取得の事実を株主名簿上に表示するものであり、観念の通知に相当する要式化された準法律行為であると評価することができよう⁽¹⁰⁾。そのため、名義書換の効力発生日は理論的には実際に名義書換がなされた日であるといふべきであるが、実務上は、基準日や株式継続保有期間に関する株式譲受人の利益に鑑み、効力発生日が遡及されていると評価される。無権利者からの名義書換請求であっても、会社が善意・無重過失でそれに応じた以上、名義書換は有効であり、その後その者が無権利者であったことが判明したとしても、名義書換の効力が覆されることはない。反対に、名義書換請求者の無権利を立証できる場合には、その者を株主名簿に記載したとしても、その株式取得の事実を承認したことにはならず、名義書換の効力は生じない。しかし、株主名簿制度の本質は権利行使できる株主の資格の継続性にあるから、権利行使者の空白を生ぜしめない。従前の株主は形式的には株主名簿上の株主ではなくなっているが、法的には依然として権利行使できる株主の資格は従前の株主にとどまっていると解される⁽¹¹⁾。他方で、名義書換の不当拒絶の場合、要式の準法律行為たる名義書換がなされていない以上、本来名義書換請求者は株主たることを会社に対抗できないことになるが、

これを杓子定規に解すると利益衡量上いかにも請求者の保護に欠けるため、その修正原理は信義則に求めるほかない。すなわち、事実上は請求者は名義書換を経たのと同様の扱いにはなるが、法的には、会社は不当拒絶により名義書換未了の株主を株主として取り扱わなければならない信義則上の義務を負うと構成されることになる。⁽¹²⁾このように、株式移転に伴う会社による株主取扱の基準が株主名簿の名義書換として要式化されている以上、株主名簿の記載に基づく画一的な株主取扱が要求されるが、会社が悪意・重過失により無権利者への名義書換をした場合と会社が不当に名義書換義務を懈怠した場合には、会社の帰責性により真実に反する株主名簿の記載がなされているものとして、例外的に株主名簿の記載を離れた株主取扱が要求されると解される。

(1) 株式譲渡法制の変遷については、上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編『新版注釈会社法(3)』(昭和六一年・有斐閣)一三三頁以下「松岡誠之助」、山本爲三郎『株式譲渡と株主権行使』(平成二九年・慶應義塾大学出版会)三一三頁以下、福原紀彦「株式流通の円滑化」戸田修三先生古稀記念『戦後株式会社法改正の動向』(平成五年・青林書院)七五頁以下参照。

(2) ロessler氏起稿『商法草案上巻』(復刻版・平成七年・新青出版)三八四～三八五頁。

(3) ロessler・前掲注(2)三八六頁。

(4) ロessler・前掲注(2)三九二頁。

(5) ロessler・前掲注(2)三九三頁。

(6) 岸本辰雄『商法正義第貳巻』(復刻版・平成七年・信山社)四二二頁、同『商法講義上巻』(昭和五六年・明治大学)三二七頁。

(7) 法典調査会『商法修正案参考書』『日本近代立法資料叢書21』(昭和六〇年・商事法務研究会)六九頁。

(8) 千野國丸「商法第百五十條の『對抗スルコトヲ得ス』との語義に就て」法学論叢三五卷四号(昭和一年)一二

一頁以下は、商法一五〇条の「対抗スルコトヲ得ス」とは旧商法一八一一条の「対シテ其効ナシ」と同義であると解する。この見解によれば、株式譲渡は当事者間では合意の時から効力を生ずるが、会社その他の第三者に対しては名義書換の時から効力を生ずるのであり、改正法案二〇六条も「会社ニ対シテ其効力ヲ生セス」とすべきであると主張される。

(9) 野津務「或法律事実と其對抗」法学新報三七卷九号(昭和二年)二〇頁以下は、社員権は法人との関係であり、いわば相対的地位であるから、株式の譲渡は会社の参加があつて初めてその効力を生ずると解する。この見解によれば、譲渡当事者間の契約は、譲受人を会社の社員とするために必要な行為(名義書換請求への協力)を譲受人になさしめる契約であり、会社の名義書換は譲受人の入社契約の承諾を包含し、これによって譲渡人は退社し、譲受人が入社するという効力が生ずる。昭和一三年改正後の論稿であるが、野村幸由「株式譲渡の概念」法律論叢一九卷二号(昭和一五年)六五頁以下は、株式会社組織上における株式主体の変更は会社の関与なくして実現できないとして、株式譲渡は譲渡当事者間における個人法上の契約であり、株主名簿の名義書換は会社に対する株主の退社及び入社を生ずる社団法上の契約であると解するが、両者の関係は不明である。これに対して、三藤正「株主名簿記載の効力に關する一考察」大倉学会誌改卷六号(昭和一〇年)三七〜三八頁は、①名義書換により入社・退社が生ずると構成することは、記名株式と無記名株式において株主たる地位の移転を統一的に理解しようとする努力をいたすに害する、②名義書換請求権はすでに株主たる者が有するのであり、それをもつて入社の申込と解すると、会社はこれを拒否する自由を有することとなり、株式譲渡が会社に関係なく行われることと矛盾するなど、名義書換入社契約説は一つの擬制であり取引觀念に甚だしく反すると批判する。

(10) 千野國丸『株式譲渡法論』(昭和二三年・商工財務研究会)二九六頁以下参照。

(11) 岡野敬次郎『會社法講義案』(大正九年・中央大学、復刻版・平成二一年・信山社)一四七頁、石坂音四郎『白紙委任状附記名株譲渡無効論』『改纂民法研究下巻』(大正九年・有斐閣)四三三頁以下。

(12) 大判明治三〇年三月三日民録三輯二六頁、田中耕太郎『會社法概論』(大正一五年・岩波書店)三二六頁、松本丞治『日本會社法論』(昭和四年・巖松堂書店)二二四頁など。

(13) 法律新聞社編纂『改正商法理由』(大正元年・法律新聞社)一五三頁。改正前商法の下でも、相続による株式取

得の場合にも名義書換を要すると解されていた(大判明治四〇年五月二〇日民録一三輯五七一頁、大判明治四五年四月二四日民録一八輯四一九頁)。

(14) 株主名簿の記載事項については、その後の改正でも、無額面株式の導入・廃止、無記名株券の廃止、種類株式の変動等に伴い変更されているが(浅木慎一編『会社法旧法令集』(平成一八年・信山社) 一一八―一二九頁参照)、それらに逐一言及することは省略する。

(15) 株券の善意取得に関する規定も新設された(二二九条。現会一三二条二項)。

(16) この規定は、昭和二五年改正により、株式の分割・買取・準備金の資本組入れに伴う株式の無償交付の場合が追加され、昭和五六年改正により、額面超過額の資本組入れに伴う株式の無償交付の場合が追加され、平成二年改正により、準備金・額面超過額の資本組入れに伴う株式の無償交付の場合が削除された。

(17) 昭和一三年制定当初は、社員は社員総会の決議があるときに限り持分の全部または一部を譲渡することができ、定款をもって譲渡制限を加重することは妨げられない(有一九条一項)。一方、社員相互間の持分譲渡については、定款をもって別段の定めをなすことができるものとされた(同三項)。昭和二六年改正では、社員は持分の全部または一部を他の社員に譲渡することができるが(有一九条一項)、社員以外の者に持分を譲渡するときは、譲渡の相手方等を会社に通知することを要し(同二項)、社員総会決議をもって他に譲渡の相手方を指定できるものとされた(同三項)。昭和四二年改正法は、社員が社員以外の者に持分を譲渡するには社員総会の承認を要し(有一九条二項)、譲渡を承認しないときには社員には相手方指定請求が認められる(同三項)という形で規定を整理した。

(18) 上柳克郎「鴻常夫」竹内昭夫編『新版注釈会社法(4)』(昭和六一年・有斐閣) 三三頁「高島正夫」。

(19) 浜田道代「新会社法の下における基準日の運用問題(上)」商事法務一七七二号(平成一八年) 八頁。

(20) 株券寄託の受寄者は銀行・信託会社に限られているものの、株券が存在する以上、その善意取得の可能性を完全には否定しきれないし、株券不所持制度の運用において株券寄託の措置が利用される割合はきわめて低いことなどを廃止の理由とする(江頭憲治郎「株券不発行制度・電子公告制度の導入に関する要綱の解説(上)」商事法務一六七五号(平成一五年) 一三頁)。株券不発行の措置に一本化した(現会一二七条三項)のは正当であるが、株券発行の禁止と提出株券の無効が依然として株主名簿への記載の効果となっている(同四項・五項)点において問題が残って

いる。なぜなら、株券提出後直ちに株主名簿への記載がなされなければ善意取得の危険性は残存するし、会社に提出された株券につきその有効性を維持する理論的な根拠もないからである。この問題の詳細については、拙稿「株券不所持制度をめぐる諸問題」朝日法学論集二五号(平成一二年)一〇八頁以下参照。

(21) 始関正光「株券等不発行制度・電子公告制度の導入」別冊商事法務編集部編『株券不発行制度・電子公告制度』(別冊商事法務二八六号・平成一七年)四二頁。

(22) 株主名簿の記載事項は、①株主の氏名(名称)及び住所、②株主の有する株式の種類及び数、③株主が株式を取得した日、④株券が発行されている場合には株券の番号である(会二二条)。さらに、株式に登録質が設定された場合、株式が信託財産に属する場合、株券発行会社の株主から株券不所持の申出がなされた場合には、その旨の記載を要する(会一四八条・一五四条の二・二一七条三項)。振替株式については、主務省令(社債株式振替命令二四条)で定める事項を記載することを要する(社振一五二条一項・一五一一条一項)。

(23) 東京高判令和元年一月二〇日金判一五八四号二六頁は、株主名簿が作成されていない会社において設立及び新株発行の際に他人名義で株式を引き受けた者が株主名簿を自己名義に書き換えるよう請求した事例について、「株式会社が発立や新株発行時に発行する株式を引き受けて原始株主となる者は、会社法一三三条ではなく、同法一三二条一項の規定により、株式会社に対して株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを、請求することができる。この場合は、同法一三三条の場合と異なり、単独で申請することができる。同法一三二条一項は、原始株主の株式会社に對する株主名簿記載事項の記載請求権を定めた規定であると解される。」と判示した。

(24) 相澤哲〓葉玉匡美〓郡谷大輔編『論点解説新・会社法』(平成一八年・商事法務)一四一頁。

(25) 相澤哲〓岩崎友彦「株式(総則・株主名簿・株式の譲渡等)」相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』(別冊商事法務二九五号・平成一八年)三〇頁。

(26) 株式の質入れをめぐる法規制の沿革とその評価については、清原泰司「株式質一〇〇年」南山法学三一巻一〇二頁(平成一九年)三四三頁以下参照。

(27) 相澤〓岩崎・前掲注(25)三二〓三三頁。

(28) 坂本三郎ほか「平成二六年改正会社法の解説」坂本三郎編『立案担当者による平成二六年改正会社法の解説』

- (別冊商事法務三九三号・平成二七年) 一九六―一九七頁。
- (29) 大判明治三八年一月二日民録一輯一五三九頁。
- (30) 竹田省「株券發行前の株式の移転と其對抗條件」『商法判例批評第一卷』(大正一四年・弘文堂書房) 七頁、田中耕太郎『改訂會社法概論下卷』(昭和三〇年・岩波書店) 三二九頁、津田利治『会社法の大意上』(昭和三三年・慶應通信) 二〇二頁、松田二郎『株式會社法の理論』(昭和三七七年・岩波書店) 二五〇頁、同『会社法概論』(昭和四三年・岩波書店) 一六六頁、大隅健一郎『株式の名義書換の効力について』『商事法研究(上)』(平成四年・有斐閣) 三一頁、同『株式の讓渡』『株式會社法講座第二卷』(昭和三二年・有斐閣) 六六八頁、大隅健一郎『今井宏』『会社法論上卷(第三版)』(平成三年・有斐閣) 四八二頁、田中誠二『三全訂会社法詳論上卷』(平成五年・勁草書房) 四〇〇頁、石井照久『会社法上卷』(昭和四二年・勁草書房) 一九九頁、石井照久『鴻常夫』『会社法第一卷』(昭和五二年・勁草書房) 二五三頁、龍田節「名義書換未了の株式讓受人の地位」鈴木竹雄『大隅健一郎編』『商法演習Ⅲ』(昭和四三年・有斐閣) 一四頁など。
- (31) 松田・前掲注(30)『株式會社法の理論』二五〇頁、同・前掲注(30)『会社法概論』一六二頁。
- (32) 大判大正一四年四月九日民集四卷一六二頁。
- (33) ドイツ法における「資格」概念については、島田志帆「株券不發行会社における株主名簿の記載の効力」立命館法学三七八号(平成三〇年) 二五二頁以下参照。
- (34) 松田・前掲注(30)『株式會社法の理論』二五〇頁。
- (35) 三藤・前掲注(9)四頁以下、松田・前掲注(30)『株式會社法の理論』二五二頁。
- (36) 竹田・前掲注(30)七七八頁、高橋正蔵『改正商法のもとにおける株式の研究』(司法研修報告書六輯六号・昭和二年) 二二八頁。
- (37) 三藤・前掲注(9)二九―三四頁、松田・前掲注(30)『株式會社法の理論』一三九―二四一頁参照。
- (38) 上柳『鴻』竹内編・前掲注(1) 一七〇頁「松岡」。
- (39) 竹田・前掲注(30)七七八頁は、株式讓渡には別段の對抗要件を必要とせず、名義書換をもって第三者に対する對抗要件としていることについて、「批評的に言はゞ、商法第一五〇條は、對抗なる同一文字に胚胎せる誤れる雙生児

にして混乱あるを免れざるものなり。唯だ解釋としては、異論あるを免れざるべしと雖も、所謂對抗は會社に對すると、第三者に對するとは其實際的效果を異にし、會社に對する資格證明方法の具備することが同時に第三者に對する移轉其もの、對抗條件を爲すものと解する外なし」と説明するが、株式讓渡における株券の機能は明らかではない。

(40) 松田・前掲注(30)『会社法概論』一六二頁。

(41) 倉沢康一郎『手形判例の基礎』(平成二年・日本評論社)一一六頁。会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることができる」と解する見解によれば、名義書換は権利行使の絶対的要件ではないことになるが、名義書換未了の株主は自ら実質的権利を証明しても会社から権利行使を拒絶されうる以上、名義書換は権利行使要件といふべきであらう。

(42) 株主名簿に記載される氏名については、本名(戸籍上の氏名)または通称(社会生活上一般的に通用している氏名)でなければならず、いずれでもない氏名が記載されている場合には株主であることを会社に対抗できないとした判例がある(東京地判昭和六三年一月二八日判時一二六九号一四四頁。控訴審たる東京高判昭和六三年六月二八日金法二〇六号三二頁、上告審たる最判平成三年二月二〇日資料版商事法務九九号二七頁もこれを支持。これに賛成する見解として、庄子良男「判批」判例タイムズ九四八号(会社判例と実務・理論)(平成九年)四九頁)。しかし、会社としては、株主の同一性を識別できないという不都合はあるものの、株主名簿に記載された氏名の者を株主として取り扱えば免責されるのであり、その氏名が本名・通称・それ以外の名称であるかによつて違はない(三木浩一「株主名簿に仮名で登録されている株主の總會決議取消訴訟における当事者適格」判例タイムズ六九六号(平成元年)二七頁、戸川成弘「判批」松阪政経研究一〇巻一号(平成四年)一二七頁)。株主名簿が株主・会社債権者の閲覧に供せられる(会二二五号)からといって、株主はその同一性を明らかにするために名義書換の際に氏名または通称しか使用できないということにはならない(出口正義「判批」判例評論三五六号(昭和六三年)五一頁(判例時報二二八号二二二頁)、戸川・前掲二二八頁)。したがつて、株主が自己を表示する名称として使用するものであれば、それが本名・通称・それ以外の名称であるとを問わず、株主名簿上の氏名として使用することができ、ただ株主としては権利行使の際に名義人の同一性の立証について困難を伴うにすぎないと解すべきである(出口・前掲五一〜五二頁、山本・前掲注(一)二八頁・一一一〜一二二頁、江頭憲治郎『株式会社法(第八版)』(令和三年・有斐閣)二〇八頁)。

(43) 権利行使に株券の提出を要する場合(会二一九条二項)には、名義書換を経ずに権利行使できると解されている(神田秀樹『会社法(第二三版)』(令和三年・弘文堂)一一六頁、山本・前掲注(1)二四〇二五頁)。この点につき、最判昭和五二年一月八日民集三一巻六号八四七頁は、名義書換未了の株主は旧商法三五〇条三項(現会二二〇条)に基づく異議催告の公告を会社に請求できるかが争われた事例において、同規定は、「株式会社がその設立後に定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けた場合において、株式譲渡制限の文言の記載されていない旧株券を回収してその文言を記載した新株券を発行するにあたり、旧株券を提出することができない株主の保護と会社の旧株券回収・新株券発行事務の迅速な処理をはかるために、公示催告手続に比して簡便な異議催告手続を設けたものである。このような法の趣旨にかんがみると、会社に対して異議催告公告を請求することができる者は必ずしも株主名簿上の株主であることを要せず、株券提出期間の経過前に株式を譲り受けた株主もまたこれを請求することができる……るものと解するのが、相当である。」と判示した。学説上も特に異論はない。異議催告公告請求権は、株主の権利というよりは株券の最終所持人に認められる権利である。株券の汚損等に伴う再発行請求権についても同様である(山本・前掲注(1)二二六頁)。

(44) ここでいう無権利者とは、名義書換の当初から無権利者であった場合のみを意味するのか、名義書換後に株式譲渡等により無権利者となった場合をも含むのか、論者によって異なり、必ずしも明らかではない。名義書換の当初から無権利者であった場合のみを意味することが明らかなものとして、酒巻俊雄『龍田節編』逐条解説会社法第二巻(平成二〇年・中央経済社)二五六―二五七頁「北村雅史」、久保田安彦『会社法の学び方』(平成三〇年・日本評論社)三六頁。

(45) 上柳『鴻』竹内編・前掲注(1)一六九頁「松岡」。

(46) 鈴木竹雄「記名株券の特異性(その二)」『商法研究Ⅱ』(昭和四六年・有斐閣)三〇〇―三〇一頁、鈴木竹雄『前田庸補訂』手形法・小切手法(新版)』(平成四年・有斐閣)二七―二八頁、鈴木竹雄『竹内昭夫』『会社法(第三版)』(平成六年・有斐閣)一一九頁。同旨、竹内昭夫「記名株券の特色」『会社法の理論Ⅰ』(昭和五九年・有斐閣)一八二頁、前田庸『手形法小切手法入門』(昭和五八年・有斐閣)一三―一七頁、平出慶道「有価証券の機能と本質」竹内昭夫『龍田節編』現代企業法講座5』(昭和六〇年・東京大学出版会)四―六頁、田邊光政『最新手形法小切手

法〔五訂版〕(平成一九年・中央経済社) 三頁など。

(47) この見解に対しては、「所持の概念の異例の拡張であって、結局それは所持の擬制にほかならない。」(西原寛一「有価証券の概念と証券の流通性」大阪市立大学法学雑誌四卷三二四号(昭和三十三年)二七七頁)とか、「会社という社団関係処理のための便宜的制度である株主名簿の書換を、……有価証券である証券についての権利行使と結びつけて構成する必要もなく、また、名義書換なくして株券が流通している場合には、株券についての権利の所在と分裂して、そのいわゆる名義書換による一般的呈示を肯定するという難点を示している。」(石井照久「鴻常夫増補」『手形法小切手法』(昭和五二年・勁草書房)一六頁)といった批判がある。これに対して、八木弘「株主名簿の書換えの意味」企業法研究創立一〇周年記念論文集(昭和三九年)三三六頁は、「名義の書換えは、名義人に対し、その名義人が名義書換えの当時有した資格を創設するものでなく、単にその書換え当時有した資格を固定化し、名義人の記載に株券呈示の効果をみとめ、名義人による株券占有を擬制するにすぎないものと考える」と述べ、株主名簿上の資格が株券占有の擬制であることを正面から認める。

(48) 西原寛一「株式会社の社団法人性」田中耕太郎編『株式會社法講座第一卷』(昭和三〇年・有斐閣) 七九頁。

(49) 八木弘「株式会社財団論」(昭和三八年・有斐閣) 三五頁。

(50) 西原寛一「株式会社の基本的構造」松田判事在職四〇年記念『会社と訴訟(下)』(昭和四三年・有斐閣) 一一七八頁。

(51) 境一郎「名義書換前の株式譲受人の地位」大隅先生還暦記念『商事法の研究』(昭和四三年・有斐閣) 六八頁以下(特に七九頁)。同様の構成をとるものとして、永倉勲「株主名簿の効力」東北法学会雑誌一三三号(昭和三八年)九三〇―九四頁。長谷川雄一「記名株券上の株式の本質と名義書換の意義」長谷川雄一教授還暦記念『有因証券法の研究』(平成元年・成文堂) 五三頁以下、同『基本商法講義(会社法)(第三版)』(平成七年・成文堂) 八六―九〇頁は、株券には社団加入の形成権が表章され、その形成権は名義書換請求によって行使されると解する。黒野恭成「株主名簿の名義書換の法理」愛知大学法経論集法律篇一一七号(昭和六三年) 二九頁は、名義書換の自由を鑑みれば、株式譲受人の「名義書換請求」は、譲受人の「株主になることを欲する意思」の表明であり、これが株主地位を取得する要件であるとするが、株券に表章される権利(譲渡の客体たる権利)の正体は明らかではない。

- (52) 境・前掲注(51)八〇頁。
- (53) 境・前掲注(51)七四頁。なお、長谷川・前掲注(51)『有因証券法の研究』五三〜五四頁・六二頁、同・前掲注(51)『基本商法講義(会社法)』(第三版)八六〜九〇頁は、株式を社団法上の株式と流通法上の株式とに区別し、後者は、社員たる地位の無名性の本質の下に、社員たる地位の帶有する財産的価値を客観的に評価して経済的視点から取引の対象となり流通しうるが、前者は、社団に対して有名的に構成され、記名をもって特定されているため、それ自体は会社から遊離して当事者間の株式譲渡によって変動するものではないとする。
- (54) 境・前掲注(51)七六頁。
- (55) 境・前掲注(51)七八頁。
- (56) 境・前掲注(51)七九頁。
- (57) 境・前掲注(51)八〇頁、長谷川・前掲注(51)『基本商法講義(会社法)』(第三版)八九頁。
- (58) 奥村長生「株式の名義書換の效果に関する一試論」松田判事在職四十年記念『会社と訴訟(上)』(昭和四三年・有斐閣)一一七頁以下。
- (59) 菅原菊志「株主名簿名義書換の効力」小町谷先生古稀記念『商法学論集』(昭和三九年・有斐閣)四二頁以下。
- (60) 境・前掲注(51)七九頁。
- (61) この点については、協同組合における組合員の持分譲渡と比較すると、興味深い示唆を得られる(拙稿「判批」明治学院大学法と経営学研究年報創刊号(令和元年)八八頁)。農業協同組合・水産業協同組合・中小企業等協同組合などにおいては、組合員は組合の承諾を得なければその持分を譲渡することができない(農協一四条一項・水協二〇条一項・中協一七条一項)。他方で、持分譲渡の相手方(譲受人)は他の組合員または組合員たる資格を有する者でなければならず、組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例に従い(農協一四条二項・水協二〇条二項・中協一七条二項)、組合に加入の申込をして承諾を得なければならぬ。そのため、譲受人が組合員ではない場合、持分譲受の効果として組合員となるわけではないように読める。この点について、譲渡の客体となる持分とは、組合員が組合員たる資格において組合員として有する権利義務の総体(組合員たる地位)を意味すると一般に説明されているが(浦野雄幸「農協における組合員の持分とその問題点」金融法務事情五九五号(昭和四五年)一

九頁、上柳克郎『協同組合法』（平成六年・有斐閣）九四頁、村山光信『解説中小企業等協同組合法（第二版）』（平成二六年・日本評論社）一七八頁、農業協同組合法令研究会編『逐条解説農業協同組合法』（平成二九年・大成出版社）二一八頁など）、組合財産に対する分け前権または期待権であると解する見解も有力に主張されている（實方正雄「協同組合に於ける組合員たる地位と持分」『経済学雑誌（大阪商科大学）』二〇巻三号（昭和二四年）五九頁、村橋時郎「協同組合法上の持分」『彦根論叢（滋賀大学）』一〇一―一〇二号（昭和三九年）一三四頁、明田作「農業協同組合法（第二版）」（平成二八年・経済法令研究会）二九二頁など）。この有力説によれば、組合員たる地位の取得は持分譲渡の効果ではなく、加入の効果であると解される（實方・前掲六〇頁、村橋・前掲二三八頁）。譲渡の対象が組合員たる地位であれば、持分譲渡の効果として組合員たる地位を取得するはずであり、別途加入手続を要することを説明できないからである（明田・前掲二九二―二九三頁、多木誠一郎「農業協同組合法」（平成二五年・全国農業協同組合中央会）二四二頁）。持分の譲受人は譲渡人の権利義務を承継するが（同三項）、そこでいう権利義務は、財産的権利義務（定款所定の持分払戻請求権・残余財産分配請求権・出資配当請求権など）に限られると解される（明田・前掲二九三―二九四頁）。そして、組合員は出資引受義務を負うところ、譲り受けた持分に係る出資口数の限度でその義務を免れることになり、持分の譲渡を認める実益はここにあると説明される（明田・前掲二九二―二九三頁）。一方、これらの協同組合では組合員名簿が作成されるが（農協二七条・水協三一条の二・中協一〇条の二）、組合員名簿の名義書換をもって持分譲渡の對抗要件とする旨の規定はない。このように、これらの協同組合では持分の譲渡と加入とが区別されていることと対比すれば、かかる区別のない株式会社では株式譲渡の効果として譲受人は株主たる地位（株主権）を取得すると解するのが自然である。

(62) 水口吉蔵「株式名義の書換」『商法論叢』（昭和六年・萬里閣書房）一三九―一四〇頁、實方正雄『改訂會社法學Ⅱ』（昭和二九年・有斐閣）三三三頁、松田・前掲注(30)『株式会社法の理論』二四一頁、八木・前掲注(47)三〇頁、鷹巢信孝「株主の法的地位と株式・株券（四・完）」『佐賀大学経済論集四二巻二号（平成二二年）』八一頁・九五頁。株主権の「内容と解する見解として、竹内昭夫「株式の名義書換」前掲注(46)『会社法の理論Ⅰ』一九〇頁、山本爲三郎「会社法の考え方（第一版）」（令和二年・八千代出版）九八頁、同・前掲注(1)二四頁。

(63) 鈴木・前掲注(46)三〇九頁。

- (64) 鈴木・前掲注(46)三一〇頁以下、竹内昭夫『永永真生補訂』株式会社法講義』(平成一三年・有斐閣) 三〇七頁。
- (65) 竹内・前掲注(62)二〇六頁。
- (66) 上柳『鴻』竹内編・前掲注(1)一七〇頁「松岡」。
- (67) 吉田昂「株主名簿の名義書換の効力」商事法務研究四一(昭和三年) 一三三頁、奥村・前掲注(58)一〇六頁、今井克典「株主名簿の名義書換えの効力と記載・記録の効力」名古屋大学法政論集二六三(平成二七年) 一七頁。
- (68) 松岡和生「株式の名義書換」綜合法学六卷八号(昭和三年) 五一頁、星野孝「株主名簿上の株主と株式の所有者」商事法務一一四号(昭和三年) 三頁。
- (69) 西原・前掲注(48)七九頁。同旨、石井『鴻』前掲注(30)二五一頁。なお、八木・前掲注(47)三六頁は、名義書換は、名義人に対し、名義書換当時有した資格を固定化し、名義人の記載に株券呈示の効果を認め、名義人による株券占有を擬制するとし、この擬制は、株券の占有者がその株券を呈示して名義書換を請求することは妨げないが、名義人と会社のいづれも、名義人以外の者の占有取得を立証しても、その擬制を破ることはできないと解する。この見解は、名義書換の効果は、社団性とは無関係に、有価証券法上の資格の觀念によって説明すれば足りるという前提に立っている。すなわち、株券の所持人の地位と手形や運送証券などの所持人の地位との相違は、「名義書換という制度の存否だけであり、また、それは証券に表彰されている権利が個別的・独立的なものか均一的・継続的なものか」に由来するだけであって、社団法人性といったことは無縁ではないかと考える。ただし、証券に表彰されている権利が個別的・独立的であり、一回かぎりのものであれば、その権利の行使にさいして証券を呈示するので足るのであるが、株券の場合にはそこに表彰されている権利が継続的なものであり、毎回行使の必要があるから、他の証券における呈示に代わる制度としてそれと同じ効果をもって、名義書換の制度がおかれているにとどまるものと考えれば足るのではなからうか」とされ、「名義書換の制度は、ただ一回の弁済によって消滅する非継続的な債権を表彰する有価証券における呈示の制度の、継続的債権関係における変容である」と述べる(同・前掲注(49)三五頁)。この説に対しては、名義書換が株券占有を擬制すると構成する実定法的根拠もないし(柿崎栄治「名義書換前の株式譲受人の地位」民商法雑誌六〇巻五号(昭和四年) 五六頁)、その擬制がなぜ名義人と会社を強力に拘束するのかという理由が明らかでない(服部榮三「商法・躰きの石Ⅸ・株式の譲渡と名義書換」法学セミナー一一五号(昭和四〇年) 四〇

頁」と批判される。また、株券に表章される権利が反復継続性を有するのは、社団の構成員（社員）たる地位に由来するが、八木は株式会社を財団的に構成するため、社団性との関連を否定するのである。

(70) 西原・前掲注(47)二七七頁、同・前掲注(50)一一八〇頁。

(71) 服部榮三「記名株券における有価証券法理の変容」北大法学論集三一巻三〇四合併号下巻（昭和五六年）四〇七頁。

(72) 松岡・前掲注(68)五一頁。

(73) 西原・前掲注(48)七九頁。

(74) 松岡・前掲注(68)五二頁は、無記名株券の場合には「権利の行使と株券の諸関係とが切断されず、その限りでは証券関係の拡大現象が生じていることはこれを認めなければならないが、しかしそれをもって当然に社団法理自体の後退とみるべきではない」と述べる。

(75) 大谷禎男『改正会社法』（平成三年・商事法務研究会）一四八頁。

(76) 東京高判平成四年一月一六日金法一三八六号七六頁、坂田桂三『現代会社法（第三版）』（平成七年・中央経済社）二五二頁、早川徹「他人名義による株式引受の効果」浜田道代・岩原紳作編『会社法の争点』（平成二年・有斐閣）二九頁。旧商法二〇六条一項は株式移転の場合を対象としている以上、原始株主は株主名簿の記載がなくても株主権を行使できるということは自明のこととして理解されてきたように思われるが、株主名簿の記載は会社に対して株主たることを主張するすべての場合についての對抗要件であり、原始株主であっても株主名簿に記載されなければ對抗できないと解する見解もある（大阪高判昭和四一年八月八日判タ一九六号一二六頁、名古屋高判平成三年四月二四日高民集四四巻二四三頁、北沢毅「判批」判例タイムズ八八四号（平成七年）五七頁、山本・前掲注(1)三三頁）。しかし、株主名簿制度は株主が絶えず変動することを想定したものであるし、名簿による要式的な株主管理は株式会社の絶対的要請とはいいたいから、株式の原始取得と承継取得とを問わず株主名簿の記載に統一した効力を認める必要はない。むしろ、会社が原始株主を株主名簿に記載することを怠れば、形式的には株主としての権利を行使できないことになり、これを名義書換の不当拒絶と同視して株主の保護を図るというのでは（山本・前掲注(1)三三頁）、あまりに迂遠である。そもそも契約の当事者間では對抗関係など問題にはならず、原始株主は株式引受契約

の当事者として会社に把握されている以上、株主名簿の記載とは無関係に株主権を行使することができるかと解すべきである。

- (77) 原始株主であっても、株主名簿上の名義人と異なることがある。他人名義で株式を引き受けた場合がこれにあたる。この場合、名義貸与者（名義人）と名義借用者のいずれが株主であるかについては、形式説と実質説の対立があることは周知の通りであるが（判例・学説の状況については、神作裕之「判批」岩原伸作・神作裕之・藤田友敬編『会社判例百選（第三版）』（平成二八年・有斐閣）二二頁参照）、判例（最判昭和四二年一月一七日民集二二卷九号二四四八頁・最判昭和五〇年一月一四日金法七八一号二七頁）・通説である実質説は、名義借用者は名義貸与者の名称を自己を表示する名称として使用し、自己が株式を引き受ける意思をもって株式引受契約を締結した以上、名義借用者が株主であると解する。そして、他人名義で株式を有する実質株主は、原始株主であっても会社に株主であることを主張するには株主名簿の記載を要すると解する判例がある（前掲大阪高判昭和四一年八月八日、前掲名古屋高判平成三年四月二四日）。株主名簿の記載は会社に対して株主たることを主張するすべての場合についての對抗要件であると解する判例の立場（注(76)参照）は、専ら他人名義で株式を引き受けた実質株主の権利行使を否定するための理由づけとして援用されてきたように思われる。しかし、旧商法二〇六条一項の適用範囲を株式の原始取得の場合にまで及ぼすことに無理があるのは、注(76)で述べたとおりである。他人名義による株式引受による株主名簿上の名義人と実質株主の不一致は、株主の同一性の問題というべきであろう。すなわち、株主名簿上の名義は実質株主が自己を表示する名称として使用したものであり、両者が同一人であることを会社が知っていれば、会社は実質株主に権利行使させるべきであり、会社が両者は別人であると認識していれば、株主名簿上の名義人に権利行使させれば会社は免責されると解される。かかる免責の根拠は、株主名簿記載の免責的効力ではなく、民法四七八条に求められるべきであろう（ただし、会社法一二六条は株式移転の場合に限られるわけではないから、原始株主にも適用される）。
- (78) この問題については、拙稿「判批」法学研究（慶應義塾大学）八三卷一〇号（平成二二年）七三頁以下でも若干の検討を試みた。

- (79) 株金分割払込制が採用されていた昭和二五年改正前においては、名義書換未了の株式取得者に対して、会社が株金の払込を請求した事案につき、肯定説をとった判例は数多くみられる（柿崎・前掲注(69)三〇頁以下参照）。昭和

二五年改正後において肯定説をとる判例として、最判昭和三〇年一〇月二〇日民集九卷一―一六五七頁(ただし、この事案では株式譲受人が会社に名義書換を請求したことが認定されているため、名義書換の遅延の事案と評価する余地もある)。否定説をとるものとして、東京地判昭和二九年二月二七日判タ四四号五二頁。

- (80) 石井・前掲注(30)二〇四頁、石井Ⅱ鴻・前掲注(30)二五八頁、木内宜彦『会社法(企業法法学Ⅱ)』(昭和五八年・勁草書房)二六四頁、畑肇「判批」竹内昭夫編『新証券・商品取引判例百選』(昭和六三年・有斐閣)一六九頁、神崎克郎『商法Ⅱ(会社法)(第三版)』(平成三年・青林書院)一八九頁、小橋一郎『会社法(改訂版)』(平成三年・成文堂)一二六頁、高島正夫『新版会社法』(平成三年・慶應通信)一二五頁、出口正義「株主名簿の記載の効力」石田満先生還暦記念論文集『商法・保険法の現代的課題』(平成四年・文眞堂)二七五頁以下、鈴木Ⅱ竹内・前掲注(46)一五九頁、相原隆「株式の名義書換」奥島孝康Ⅱ中島史雄編『商法演習Ⅰ(会社法)(第三版)』(平成一二年・成文堂)六五頁、北沢正啓『会社法(第六版)』(平成一三年・青林書院)二四八頁、関俊彦『会社法概論(全訂第二版)』(平成二一年・商事法務)九六頁、山本・前掲注(1)四〇頁、同・前掲注(62)一〇〇頁、高橋英治『会社法概説(第四版)』(令和二年・中央経済社)九二頁、田中亘『会社法(第二版)』(平成三〇年・東京大学出版会)一二四頁、弥永真生『リーガルマインド会社法(第一五版)』(令和三年・有斐閣)九三―九四頁、青竹正一『新会社法(第五版)』(令和三年・信山社)一三一頁、江頭・前掲注(42)二一五頁など。株主平等の原則の遵守を条件とするものとして、古瀬村邦夫「株主の権利行使」竹内昭夫Ⅱ龍田節編『現代企業法講座3』(昭和六〇年・東京大学出版会)一一八頁、浜田道代「株式の移転の對抗要件」法学教室一四八号(平成五年)四三頁、丸山秀平『株式会社法概論(四訂版)』(平成一五年・中央経済社)一八一頁、河本一郎『現代会社法(新訂第九版)』(平成一六年・商事法務)一九三頁、石山卓磨『現代会社法講義(第三版)』(平成二八年・成文堂)一五一―一五二頁、龍田節Ⅱ前田雅弘『会社法大要(第二版)』(平成二九年・有斐閣)二七二頁、前田庸『会社法入門(第二三版)』(平成三〇年・有斐閣)二七〇頁、近藤光男『最新株式会社法(第九版)』(令和二年・中央経済社)九二頁、黒沼悦郎『会社法(第二版)』(令和二年・商事法務)二〇六頁。

(81) 古瀬村・前掲注(80)一一六頁。ただし、八木・前掲注(47)三六―三七頁、菱田政宏『会社法新版上巻』(昭和六三年・中央経済社)一七四―一七七頁は、株主名簿の記載は株券占有の擬制(代用)であるとしつつ、会社は名義人

を一律に取り扱うことを要すると解する。

- (82) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三二二頁以下、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六六八頁以下、大隅・今井・前掲注(30)四八一～四八三頁、大隅健一郎・今井宏・小林量『新会社法概説(第二版)』(平成二二年・有斐閣)一二六～一二七頁(ただし、株主名簿上の株主がすでに実質的株主でないことを理由に自ら権利行使を拒む場合には、名義書換未了の譲受人を株主として扱って差し支えないとする)、西原寛一『会社法(第二版)』(昭和四四年・岩波書店)一三三頁、同・前掲注(48)八二頁、松田・前掲注(30)『株式會社法の理論』二五四頁、同・前掲注(30)『会社法概論』一六七頁、吉田・前掲注(67)二四頁、塩田親文「判批」民商法雜誌五六卷三号(昭和三五年)八一～八二頁、松岡・前掲注(68)五一頁、八木・前掲注(47)三六～三七頁、龍田節「判批」矢沢惇編『会社判例百選(新版)』(昭和四五年・有斐閣)七四頁、吉井薄「名義書換未了と株式譲受人の地位」法学セミナー二五九号(昭和五年)一一〇頁、服部榮三『会社法通論(第四版)』(平成三年・同文館出版)八〇頁、田中(誠)・前掲注(30)四〇頁、長浜洋一『株式會社法(第三版)』(平成七年・有斐閣)一四一頁、坂田・前掲注(76)二五三頁、堀口亘『新会社法概論(第三版)』(平成九年・三省堂)一五〇頁、大賀祥充『現代株式會社法(新全訂再版)』(平成一〇年・成文堂)二二二頁、山口幸五郎・加藤徹補訂『会社法概論(補訂版)』(平成一二年・法律文化社)一四三頁、鷹巢・前掲注(62)九八頁、加美和照『新訂会社法(第一〇版)』(平成二三年・勁草書房)二〇五頁、淺木愼一『商法学通論Ⅱ』(平成二三年・信山社)一八六頁、今井・前掲注(67)二二頁など。なお、議決権行使についてのみ否定説をとるものとして、柿崎・前掲注(69)五八頁以下。昭和一三年改正前商法の下での見解として、三藤・前掲注(9)八頁・四二頁。
- (83) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三二四頁、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六七〇頁、大隅・今井・前掲注(30)四八一頁。
- (84) ドイツ法における学説の状況については、出口・前掲注(80)二六八頁以下参照。
- (85) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三一四～三一五頁、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六七二頁。
- (86) 鈴木・前掲注(46)三二二頁。ただし、この説明は株式を譲渡した株主名簿上の株主の地位についてなされたものであって、会社の側で名義書換未了の株主の実質的権利を承認し、権利行使を許しても差し支えないと解している

(同三一―一頁)。

(87) 同様の見解として、松田・前掲注(30)『株式会社法の理論』二五四頁、同・前掲注(30)『会社法概論』一六七頁は、株主名簿上の株主が株式を譲渡したにもかかわらず、まだ株式譲受人から会社に対して名義書換の請求がない場合について、「株式譲渡人は名義書換の完全な自由を有していて、会社に対して名義書換の義務がないから、会社はまだ名義書換の請求をしない株式譲受人を株主として認めることはできない。そしてまた株式譲受人も名義書換をしないかぎり、会社に対して株主たることを主張できない。そのことの当然の結果として、譲渡人すなわち株主名簿上の株主を対会社関係において、依然として株主と認めなければならなくなるのである」と主張する。

(88) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三二二頁。

(89) 菅原・前掲注(59)三六頁、服部・前掲注(69)四〇頁。

(90) 永倉・前掲注(51)八七頁。

(91) 竹内・前掲注(62)二〇七―二〇八頁。

(92) 出口・前掲注(80)二八二―二八三頁。

(93) 竹内昭夫『判例商法I』(昭和五一年・弘文堂)七七頁、同・前掲注(62)二〇九頁。

(94) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三一三頁、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六六九頁。

(95) 竹内・前掲注(93)七七―七八頁、同・前掲注(62)二〇九頁は、無記名株券を発行した場合について考えれば、あえて異とするには足りないとする。これに対しては、株主の権利行使の機会を確保することにある程度犠牲にして流通の高度化を図る無記名株式と、株主名簿によって権利行使の機会の確保が意図されている記名株式とを同列に論ずることはできないと反論される(龍田・前掲注(82)七四頁、塩田・前掲注(82)八二頁)。その他に権利行使の空白を容認する見解として、出口・前掲注(80)二八五頁・二九〇頁、鳥山恭一「株式の譲渡および株主名簿の記載の効力」鳥山恭一 Ⅱ 福島尚編『商法演習I 会社法』(令和二年・成文堂)四一頁。

(96) 石井・前掲注(30)二〇五―二〇六頁、古瀬村・前掲注(80)一一七頁、森本滋『会社法・商行為法手形法講義(第四版)』(平成二六年・成文堂)一九八頁、龍田 Ⅱ 前田・前掲注(80)二六二頁、青竹・前掲注(80)一三一頁、江頭・前掲注(42)二一七頁。

- (97) 龍田 前田・前掲注(80)二七二頁。
- (98) 古瀬村・前掲注(80)一一八頁。
- (99) 古瀬村・前掲注(80)一一七頁。
- (100) 倉沢康一郎ほか『分析と展開商法Ⅰ(会社法)』(昭和六二年・弘文堂)六九頁「木内宣彦」は、「名義書換未了の株主間で権利行使が認められたり、認められなかったりする者がでてくるとしても、名義書換未了の譲受人はもともと会社に株主であることを対抗できないのであるから、株主平等の原則による平等な取扱に反することになるとはいえないであろう。」とする。しかし、名義書換前に株主平等の原則が適用されないとすれば、名義書換の受理についても請求者を平等に扱う必要はないことになってしまふ。
- (101) この点については、「同様の状況にある名義書換前の株主も会社に申出をすれば足りることである」との指摘がある(竹内・前掲注(62)二二〇頁)。しかし、名義書換未了の株式譲受人は会社に対抗できないことがわかっている以上、あきらめて権利行使をしようなどとは思わないのが普通である。あきらめの悪い株主がダメもとで権利行使を求めれば会社から容認される可能性があるというのが、株主の平等な取扱といえるであろうか。これに対して、出口・前掲注(80)二七八―二八〇頁は、株主として取り扱うかどうかは会社の判断にまかされるが、一般に名義書換前の株主は会社に対して株主として取り扱うよう請求できると解さざるをえず、請求すれば認められる可能性がある以上は、自らその利益を放棄した者のことまで考慮に入れて平等原則違反を論ずるのは疑問であるとし、さらに、会社の規模の大小を問わず、名義書換未了である者が明らかに実質株主である者が権利行使を請求してきた場合には、会社は一人でも多くその請求に応じることのほうが平等原則を守ることになるとする。しかし、会社が応じなくてもよいのであれば、株主に請求権があるとはいえないし、その請求に応ずるか否かについてこそ株主平等の取扱が要求されるはずである。そうであれば、名義書換未了の株主の側で自らが真の株主であることの主張・立証をしなければならぬとしても(基準日株主が行使できる権利については基準日に株式を取得していたことを立証し、そうでない権利については株券を提示することで足りることになる)、会社は、それを否定できない限り、一律に株主として取り扱わなければならないことになる。名義書換請求以外の場面で、真の株主であるかの判断を会社に要求するなどということは、株主名簿の記載は株主取扱の一応の目安にすぎず、実質的権利の所在が判明する限りそれに従った取扱を

しなければならぬことを意味するため、会社の負担は著しく重くなり、名義書換制度自体を否定するに等しい。

(102) 河本・前掲注(80)一六七～一六八頁。

(103) 菱田・前掲注(81)一七六頁。柿崎・前掲注(69)五八頁以下は、株主の権利行使の集団性・反復性は株式会社の社団性と株式の証券性に由来し、社団の構成員の変動にかかわらず単一的独立の同一性を持續するという特性に付与された性質であり、その性質は株主総会の機能が弊害なく遂行維持されることに現れるため、議決権を行使する株主は整然と確固たる記載を基準とした株主名簿で画一的に取り扱うことは絶対的要請となり、議決権を行使できるのは株主名簿上の株主かそうでない株式取得者かを争う余地を残すことは、株主総会決議の瑕疵の問題を自ら招聘することになるため、会社が自らの危険において名義書換前の株式取得者に議決権を行使させることはできないと解する。他方で、議決権以外の権利については、社団性に基づく画一的取扱の要請とは結びつかないので、会社が自らの危険において名義書換前の株式取得者に権利行使を許しても差し支えないと解する。

(104) 同様の問題提起として、星野・前掲注(68)一九頁。

(105) 株主名簿の記載を無視した株主取扱が常態化している場合のように、株主名簿の記載に従った画一的取扱が適当でない場合もありうるが、かかる場合には一般条項によつて修正するほかはない。

(106) 名義書換未了の株主が会社法上の訴えの原告適格を有するかについては、別途検討を要する。判例は一貫してこれを否定し(大阪地判昭和三五年五月一九日下民集一巻五号一三三三頁、東京地判平成二年二月二七日金判八五五号二二頁など)、学説も同様に解してきた(株主総会決議取消の訴えにつき、上柳克郎『鴻常夫』竹内昭夫編『新版注釈会社法(5)』(昭和六一年・有斐閣)三二八頁「岩原紳作」、出口・前掲注(42)五〇頁、庄子・前掲注(42)四八頁、大隅健一郎『今井宏』『会社法論中巻(第三版)』(平成四年・有斐閣)一二〇頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール19』(令和三年・商事法務)二七三頁「岩原」)。筆者も、株式交換無効の訴えについて名義書換未了の株主の原告適格を否定した名古屋地一宮支判平成二〇年三月二六日金判一二九七号七五頁の評釈において、判旨に賛成する立場をとった(拙稿・前掲注(78)七三頁以下)。当時から判例・通説に反対する見解もあったが(三木・前掲注(42)二九頁以下、吉本健一「判批」判例評論三九七号(平成四年)五七頁(判例時報一四〇六号一八七頁)、弥永真生「判批」ジュリスト一三六五号(平成二〇年)九三頁、同「会社の組織に関する訴えと株主の原告適格」慶應法学一一号(平

成二〇年) 二〇一頁以下)、その後も、對抗要件という実体法上の問題を訴訟要件たる原告適格の問題として扱うことには疑問が提起され(本間靖規「株式価格決定申立てと個別株主通知」法律時報八四卷四号(平成二四年) 四八頁、受川環大「組織再編の法理と立法」(平成二九年・中央経済社) 三五六―三五七頁、新谷勝「会社訴訟・仮処分の理論と実務(増補第二版)」(平成三一年・民法研究会) 一五七―一五八頁)、特に株主であった者にも提訴権が認められる組織再編無効の訴えをめぐる、組織再編によって不利益を被る株主を救済するため、名義書換未了の株主の原告適格を肯定する見解が有力に主張されるようになってきた(土田亮「株主訴訟の原告適格と名義書換」名城法学六〇巻別冊(平成二二年) 三八〇頁以下、同「判批」ジュリスト一四一六号(平成二三年) 九四頁以下、小出篤「組織に関する訴え」における原告適格の法定」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』(平成二六年・商事法務) 一八五頁)。しかし、組織再編行為の効力発生日に株主であっても、名義書換をしていなければ会社から直接組織再編対価の交付を受けることはできず、株主名簿上の株主との間で失念株に基づく法律関係が問題となるにすぎないから、かかる株主であった者に組織再編無効の訴えの提起を認めることは疑問である。なお、裁判実務では、会社訴訟が名義書換未了の株主から提起された場合、会社が株主たる地位を争っているか否かを問わず、株主名簿の名義書換をさせるために補正を行うようであり、現行法の下では株主名簿の閉鎖のような名義書換の障害はないため、原告適格として名義書換を要求しても、必ずしも株主に酷な結果とはならないであろう。

(107) 竹内・前掲注(62)二〇七頁、竹内・弥永・前掲注(64)三〇九―三一〇頁。もともと、肯定説に立っても、株主名簿上の株主がすでに株主でなくなっていることを会社が証明できる場合にはその者を株主として取り扱ってはならないというところまで徹底しない限り、確定的効力(對抗力)により資格授与の効力(推定力)・免責的効力は修正を余儀なくされる。

(108) 奥村・前掲注(58)一〇九頁。

(109) これに対して、大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三二八頁、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六七三頁、大隅・今井・前掲注(30)四八三頁は、その者が真実の株主であっても、その決議は決議取消の訴えに服すると解する。

(110) 無権利者のために名義書換がなされたことにつき会社に悪意・重過失がある場合において、無権利者である株主

名簿上の株主に対して株主総会の招集通知がなされても、会社は免責されなかった判例として、東京地判昭和二九年五月二八日下民集五卷五号七四一頁、東京地判昭和三年五月二七下民集八卷五号一〇〇二頁。

(111) 大隅・前掲注(30)『商事法研究(上)』三一九頁、同・前掲注(30)『株式會社法講座第二卷』六七三頁、大隅・今井・前掲注(30)四八五～四八六頁、菱田・前掲注(81)一七三頁、山本・前掲注(1)四一頁・六二頁、同・前掲注(62)九八頁。

(112) 倉沢ほか・前掲注(100)七二頁「木内」、山本・前掲注(1)六九頁。

(113) 倉沢ほか・前掲注(100)七四頁「木内」、山本・前掲注(1)四四頁・六二頁、同・前掲注(62)九九頁。

(114) 今井・前掲注(67)二八～二九頁。

(115) 正当な事由としては、請求者が無権利者であることを会社が立証できる場合のほか、譲渡制限株式につき会社の譲渡(取得)承認を受けていないとき(会一三四条)、提示された株券につき株券喪失登録がなされているとき(会二三〇条一項)、株券不発行会社において株式買取請求に係る株式であるとき(会一一六条九項・四六九条九項・七八五条九項・七九七条九項・八〇六条九項)がある。請求者が会社荒らしである場合は、正当な事由ではない(東京地判昭和三七年五月三一日下民集一三卷五号一一四二頁)。

(116) 伊澤孝平『註解新會社法』(昭和二五年・法文社)三三九～三四〇頁、田中(誠)・前掲注(30)三九九頁(ただし、会社の名義書換拒否が権利の濫用と認められるときは、会社は譲受人の株主たることを否認しえないと解する)。

(117) 栗原敏夫「株式名義書換の法律論(二・完)」経済法律時報三卷三号(昭和三〇年)三四～三五頁。柿崎・前掲注(69)五五～五八頁も、名義書換請求は株主が社団關係に復帰して個々の社団的権利行使をする資格を得ようとする意思表示であり、一種の形成権的性質を有するとする。理論構成は不明であるが、名義書換請求を受理した以上、実際には名義書換を完了していなくても、名義書換の効力は生じていると解するものとして、竹内昭夫「判批」矢沢編・前掲注(82)七二頁(会社による名義書換自体は記帳という事実行為にすぎないと解する)、古瀬村・前掲注(80)一〇八頁、大隅・今井・前掲注(30)四七九頁・四八五頁、神崎・前掲注(80)一八七頁、河本・前掲注(80)一九四頁。

(118) 名義書換の法的性質につき、昭和一三年改正前商法下におけるほぼ同旨の見解として、水口・前掲注(62)一三七～一三九頁。

(119) 高鳥正夫「株式の名義書換における会社の調査」『会社法の諸問題（増補版）』（昭和五六年・慶應通信）二二二頁。

(120) 菱田・前掲注(81)二七四頁、山本・前掲注(1)四四頁・八〇頁、今井・前掲注(67)七頁。この点につき、前掲東京地判昭和二九年五月二八日は、「無権利者のために名義書換がなされた場合において、これにつき会社に悪意又は重大な過失があるときは、その名義を抹消された株主は、現実の株主名簿の記載にかかわらず、会社に対し依然株主たることを立証してその権利を行使することができるといわなければならない。」と判示する。この判例は、名義を抹消された株主はもはや株主名簿上の株主ではないので、自らが株主であることの立証を要求していると思われるが、無権利者の名義書換は無効であり、従前の株主が株主名簿上の株主にとどまっているとみなされるとすれば、無権利者への名義書換の無効を主張すれば足りることになる。

(121) 山本・前掲注(1)二五頁。